

知っておきたい 県税の知識

平成30年度



島根県



三江線とINAKAイルミの光の共演の様子

三江線

島根県江津市と広島県三次市の間(108.1キロメートル)を結ぶ鉄道で、昭和5年に一部区間が開通しました。その後何度もの延伸を経て昭和50年に全通し、地域の足として住民の生活を支えましたが、利用者の減少等により平成30年3月31日をもって営業運転を終了し、全線廃止となりました。

運行最終日には地元住民だけでなく全国の鉄道ファンも集まり、その最後の姿を見送りました。

INAKAイルミ@おおなん

邑南町にある三江線の宇津井駅は、ホーム及び待合室が地上約20mの高さにある「天空の駅」として人気を集めました。この宇津井駅一帯を、約10万個のLEDで彩るイベント「INAKAイルミ@おおなん」が地元住民や町内外のボランティアによって開催され、集落は暖かな光につまれました。

はじめに

島根県では、皆様の暮らしを支えるためにいろいろな仕事を行っています。

この冊子は、それらの仕事を行うための貴重な財源となる県税について、そのあらましを説明したものです。

一人でも多くの皆様にご覧いただき、県税についてのご理解とご協力をいただければ幸いです。

島根県

も く じ

県の予算と税収	2
県税の種類	5
県税のしくみ	6
県民税	6
個人の県民税	6
法人の県民税	10
利子等に係る県民税	11
特定配当等に係る県民税	12
特定株式等譲渡所得金額に係る県民税	12
水と緑の森づくり税	13
事業税	15
個人の事業税	15
法人の事業税	16
地方消費税	18
不動産取得税	20
県固定資産税	22
県たばこ税	23
ゴルフ場利用税	24
自動車取得税	25
軽油引取税	27
自動車税	29
鉱区税	32
核燃料税	32
狩猟税	33
産業廃棄物減量税	33
延滞金と加算金	35
納税の猶予と減免	36
救済制度	37
納税にあたって	38
申告と納期	38
電子申告	39
納税の窓口	40
県税の納税証明書	41
県税を扱う事務所	42
国税と市町村税	45
税務署・市町村	47
租税作品の紹介	48

県の予算と税収

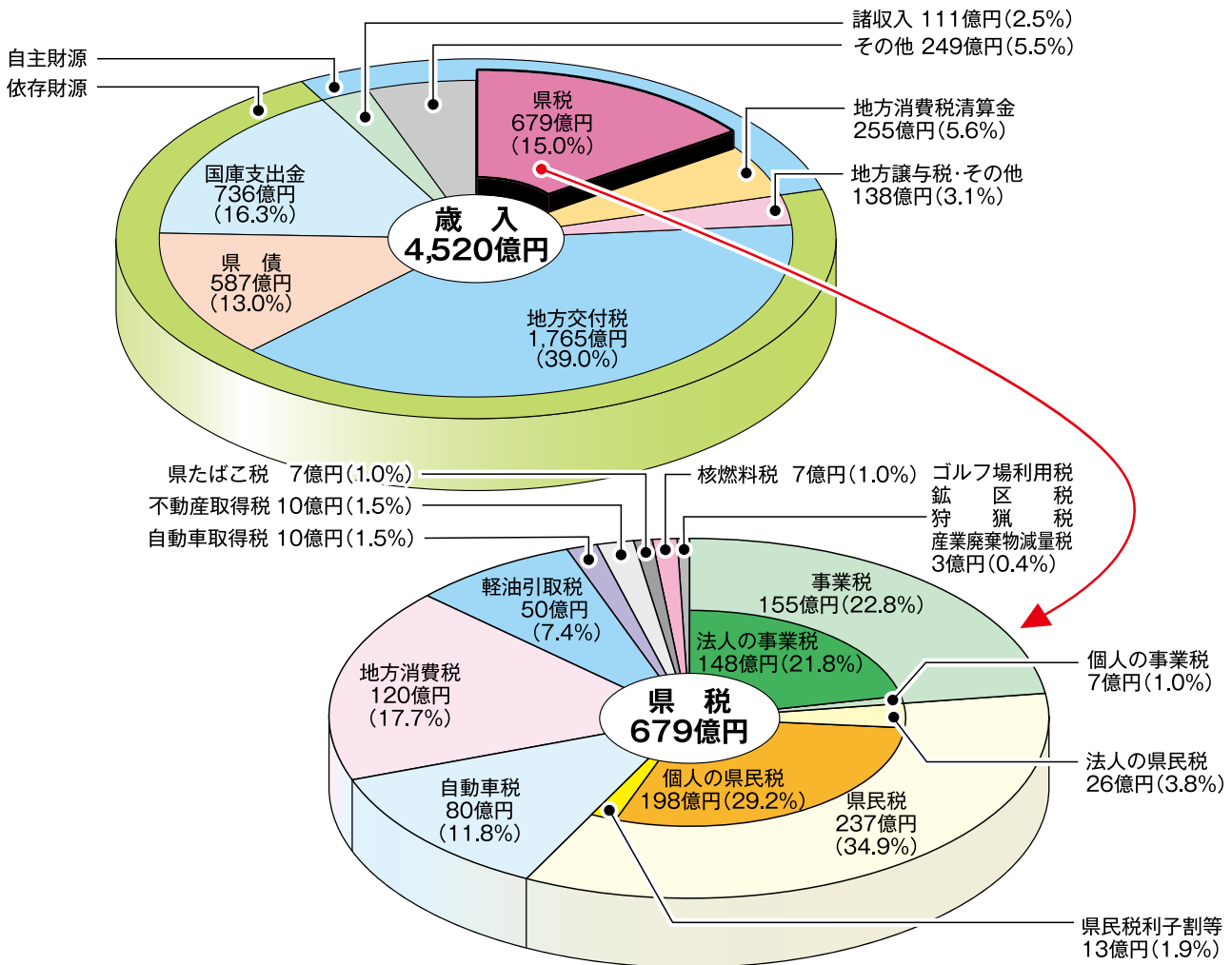
歳入

島根県が行う仕事に必要な財源は、県税・地方交付税・国庫支出金などでまかなわれています。

平成30年度の一般会計歳入予算額は、4,520億円です。

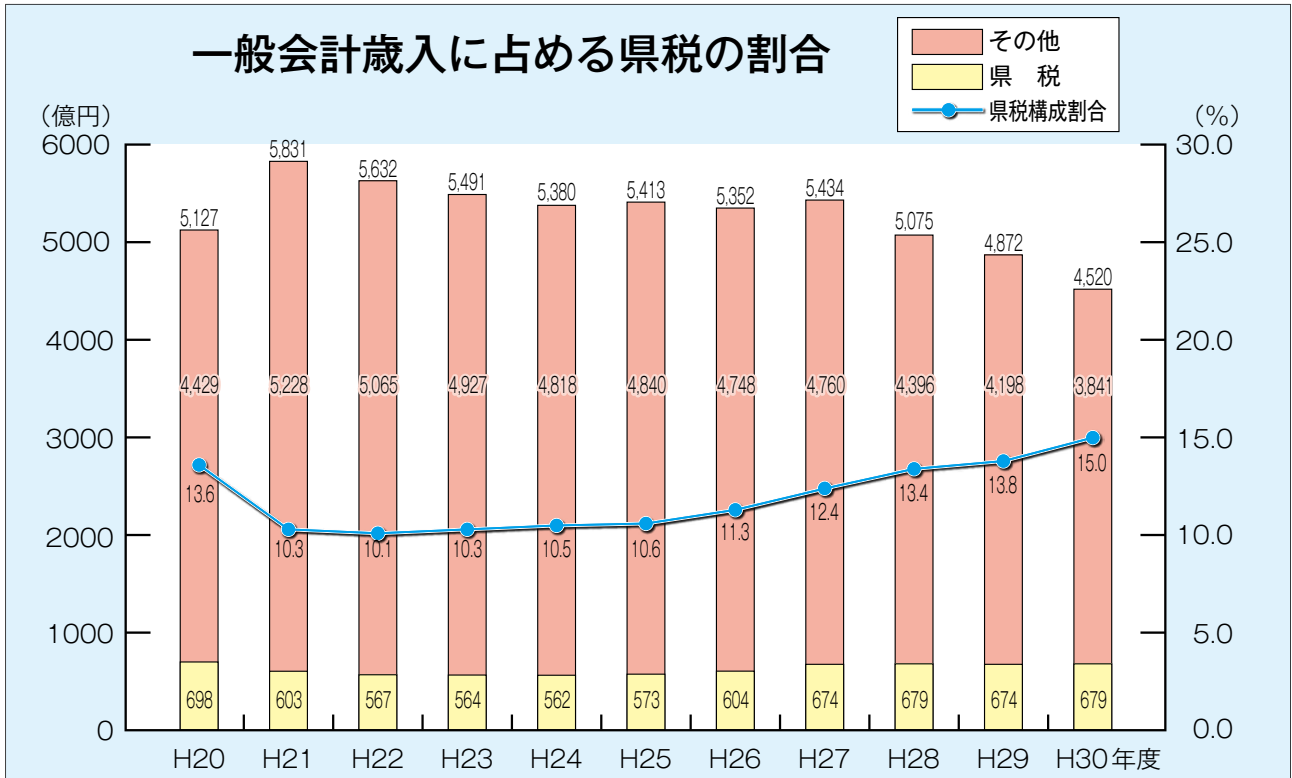
このうち県民の皆さんに納めていただく県税は679億円で、全体の15.0%、また自主財源の52.5%を占めており重要な財源となっています。

平成30年度一般会計歳入予算（当初予算）

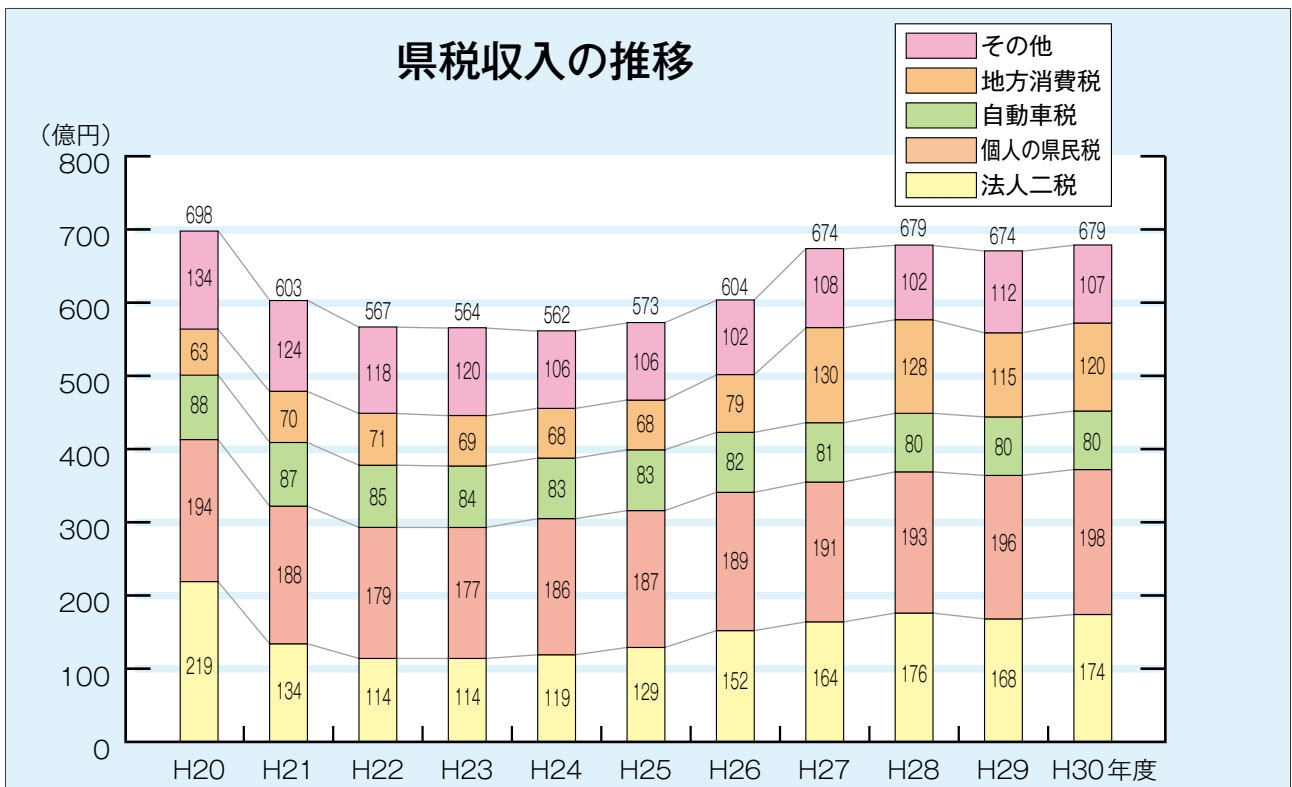


- 地方交付税とは…… 地方公共団体が一定水準の行政を行うために必要な財源を保障することなどを目的として、国が国税である法人税・所得税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額を地方公共団体に交付するものです。
- 国庫支出金とは…… 社会福祉、教育、公共事業などに、国が使いみちを指定して交付する負担金や補助金です。
- 県債とは…… 歳入の不足を補うために、県が国や銀行から借り入れた借入金です。

一般会計歳入に占める県税の割合



県税収入の推移



※H28までは決算額、H29は2月補正後予算額、H30は当初予算額

税金の働き

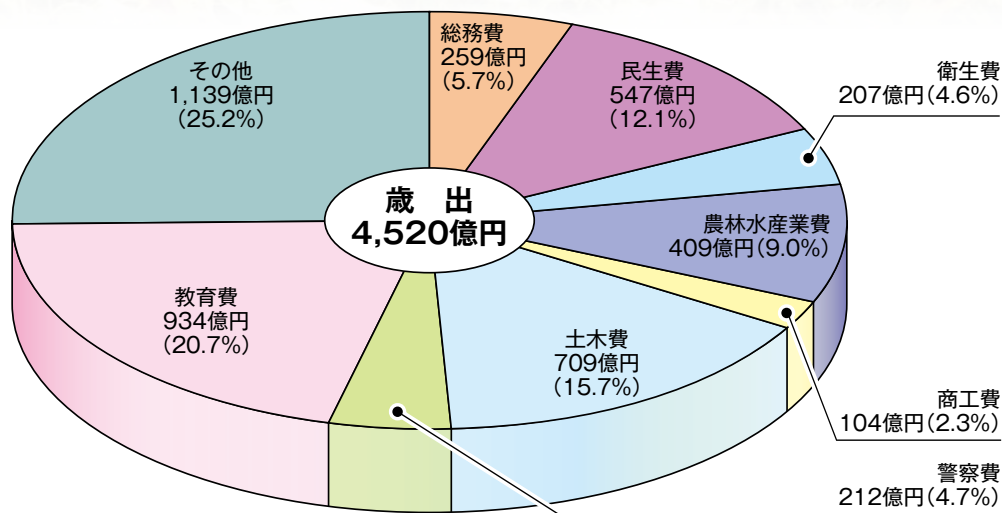
- **社会に必要なサービスを行う財源となる**
警察、消防、教育等の公共サービスや道路、公園など公共施設の建設の経費となります。
- **所得の不均衡を小さくする**
歳入面では累進課税制度により、所得の多い人には高い税負担、少ない人には低い税負担を求め、歳出の面で社会保障関係の支出を所得の少ない人に厚くすることによって、個人間の所得の格差を縮めることができます。
- **景気を調整する**
好況時には、累進課税制度によって税負担が増加し、投資や消費が抑制されるため、景気の過熱を防ぎます。



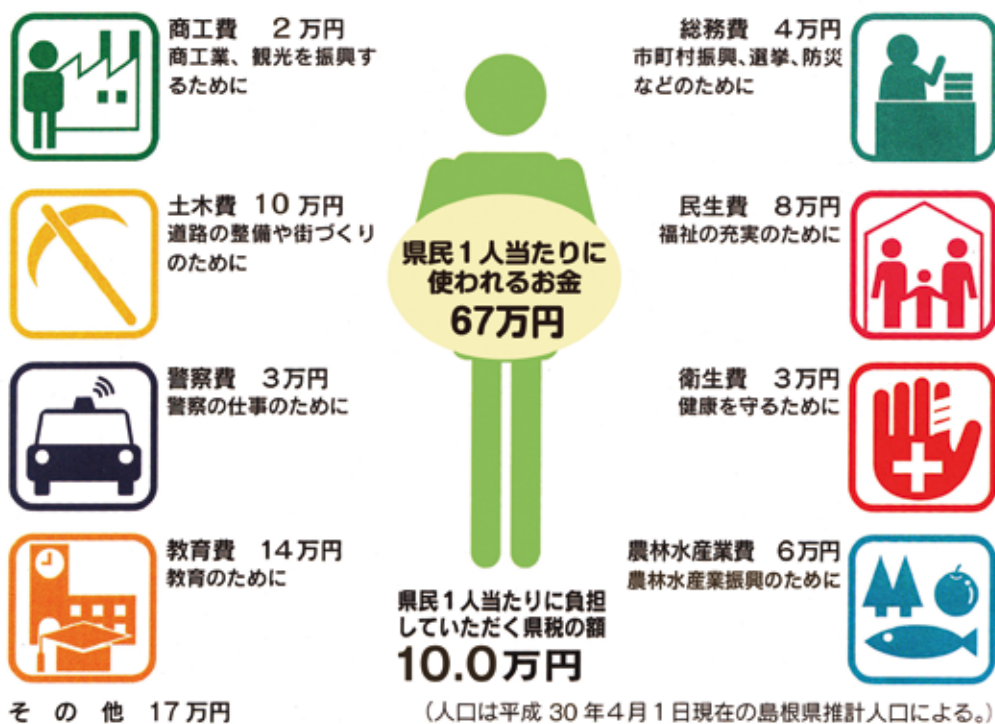
歳出

県の歳出を目的別にみると次のとおりです。

平成 30 年度一般会計歳出予算（当初予算）



県民 1 人あたりの予算（平成 30 年度）



県税の種類

普通税

税収入の使いみちが
特定されていないもの

県民税

事業税

地方消費税

不動産取得税

県たばこ税

ゴルフ場利用税

自動車取得税

軽油引取税

自動車税

鉱区税

核燃料税

県固定資産税

個人の県民税

水と緑の森づくり税

法人の県民税

利子等に係る県民税

特定配当等に係る県民税

特定株式等譲渡
所得金額に係る県民税

個人の事業税

法人の事業税

※島根県では現在課税対象となる資産はありません。

目的税

税収入の使いみちが
特定されているもの

狩猟税

(鳥獣の保護や狩猟に関する行政費用に充てられます。)

水利地益税

※島根県では現在課税されていません。

産業廃棄物減量税

(産業廃棄物の減量や適正な処理の促進に関する費用に充てられます。)

県税のしくみ

県民税

県の仕事に必要な経費を広く県民のみなさんから負担していただくもので、個人に課税される個人の県民税、法人に課税される法人の県民税、利子等の支払いを受ける人に課税される利子等に係る県民税、株式会社等から配当等の支払いを受ける人に課税される特定配当等に係る県民税、証券会社等から株式等の譲渡益の支払いを受ける人に課税される特定株式等譲渡所得金額に係る県民税があります。

個人の県民税

納める人

- 毎年1月1日現在県内に住所がある人…均等割と所得割
- 毎年1月1日現在県内に事務所、事業所又は家屋敷があり、その所在する市町村内に住所がない人…均等割

非課税

次の人には個人の県民税は課されません。

- ・ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - ・ 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得が125万円以下の人
- ※このほか、均等割、所得割それぞれに非課税限度額が設けられています。

納める額

均等割……………1,500円 + 500円*

* 500円は水と緑の森づくり税です。(13頁参照)

東日本大震災からの復旧・復興の税制措置に係る特例法の施行に伴う改正について

鳥根県では、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年法律第118号)の施行に伴い、平成23年度から平成27年度までの間に本県が実施する緊急防災事業の財源を確保するため、均等割の税率を次のとおり改正しました。

〈改正の内容〉

平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率に500円を加算します。

年 度	税 率
平成25年度まで	1,000円
平成26年度から平成35年度まで	1,500円

※水と緑の森づくり税(500円)は除きます。

所得割…税率4%

所得割の税額の計算方法を算式で表すと、次のようになります。

$$\text{課税所得金額 (総収入金額 - 必要経費 - 各種所得控除)} \times \text{上記税率} - \text{調整控除} - \text{税額控除} \rightarrow \text{税額}$$

申告と納税

申告や納税などの事務は、個人の市町村民税といっしょに市町村で行います。

1. 申告

- (1) 申告期限は3月15日です。
- (2) 所得税の確定申告を行った場合には、個人の県民税の申告書を提出する必要はありません。
- (3) 給与所得のみの方は申告書を提出する必要はありません。しかし雑損控除、医療費控除などの控除を受けようとする場合は、申告期限までに申告書を提出する必要があります。

2. 納税

- (1) 給与所得者の方については、給与支給者が6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給料から差し引いて市町村に納税することになっています。
- (2) 65歳以上の年金受給者の方については、4月から翌年の2月までの各偶数月に6回に分けて年金から引き落としにより納税することになっています。
- (3) 上記以外の方については、市町村から送付される納税通知書によって6月・8月・10月及び翌年1月の4回に分けて市町村に納税することになっています。(市町村によっては納期が異なる場合があります。)

臨時特別
平成26年度から10年間
個人住民税が
引き上げられます

災害に強いまちに。 みらいへつなぐ。

個人住民税の均等割額が全国的に、**年間1,000円**引き上げられます。(個人都道府県民税500円/個人市区町村民税500円)
税額引き上げによる増収分は地方公共団体が実施する**防災費用**に充てられます。
実施期間は平成26年度から平成35年度までの10年間です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

全国地方税務協議会
お問い合わせ
詳しくは都道府県・市区町村の住民税担当課まで
全国地方税務協議会ホームページ <http://www.zenzeikyo.jp>

税額の計算

モデルケース1 サラリーマンをモデルに県民税・市民税を計算してみましょう

Mさんの場合（42歳、サラリーマン） **各種所得控除 1,577,000円** (B)

家族	妻(40歳、所得なし) 子供2人(16歳、10歳)	社会保険料控除	550,000円	支払った健康保険料、年金保険料、介護保険料
給与収入	5,000,000円	生命保険料控除	35,000円	120,000円×1/4+17,500円(35,000円上限)
社会保険料	550,000円	地震保険料控除	2,000円	4,000円×1/2(25,000円上限)
生命保険料	120,000円	配偶者控除	330,000円	
地震保険料	4,000円	扶養控除	330,000円	扶養親族1人(16歳の子供)33万円 ※10歳の子供は扶養控除の対象外です。
		基礎控除	330,000円	

給与所得金額 = 給与収入金額 × 80% - 540,000円 **3,460,000円** (A)

課税所得金額 = 所得金額 (A) - 各種所得控除 (B) **1,883,000円** (C) 千円未満切捨

所得割	県民税	課税所得金額 (C) 1,883,000円 × 税率4% - 調整控除 3,000円 = 72,300円 (百円未満切捨)
	市民税	課税所得金額 (C) 1,883,000円 × 税率6% - 調整控除 4,500円 = 108,400円 (百円未満切捨)
均等割	県民税	1,500円 + 500円 (水と緑の森づくり税) = 2,000円
	市民税	3,500円

合計 県民税 74,300円 市民税 111,900円 **個人住民税は 186,200円となります。**

モデルケース2 年金受給者をモデルに県民税・市民税を計算してみましょう

Sさんの場合（72歳、年金受給者） **各種所得控除 900,500円** (B)

家族	妻(71歳、所得なし)	医療費控除	65,000円	(医療費-保険等の補てん額:0円) - (10万円又は総所得金額等の合計額(A)×5/100のいずれか低い額)
年金収入	2,300,000円	社会保険料控除	100,000円	支払った健康保険料、介護保険料
医療費(妻分含む)	120,000円	生命保険料控除	25,500円	36,000円×1/2+7,500円(35,000円上限)
社会保険料	100,000円	配偶者控除	380,000円	老人控除対象配偶者(70歳以上)38万円
生命保険料	36,000円	扶養控除	0円	
		基礎控除	330,000円	

雑所得金額 = 年金収入金額 - 1,200,000円 **1,100,000円** (A)

課税所得金額 = 所得金額 (A) - 各種所得控除 (B) **199,000円** (C) 千円未満切捨

所得割	県民税	課税所得金額 (C) 199,000円 × 税率4% - 調整控除 3,000円 = 4,900円 (百円未満切捨)
	市民税	課税所得金額 (C) 199,000円 × 税率6% - 調整控除 4,500円 = 7,400円 (百円未満切捨)
均等割	県民税	1,500円 + 500円 (水と緑の森づくり税) = 2,000円
	市民税	3,500円

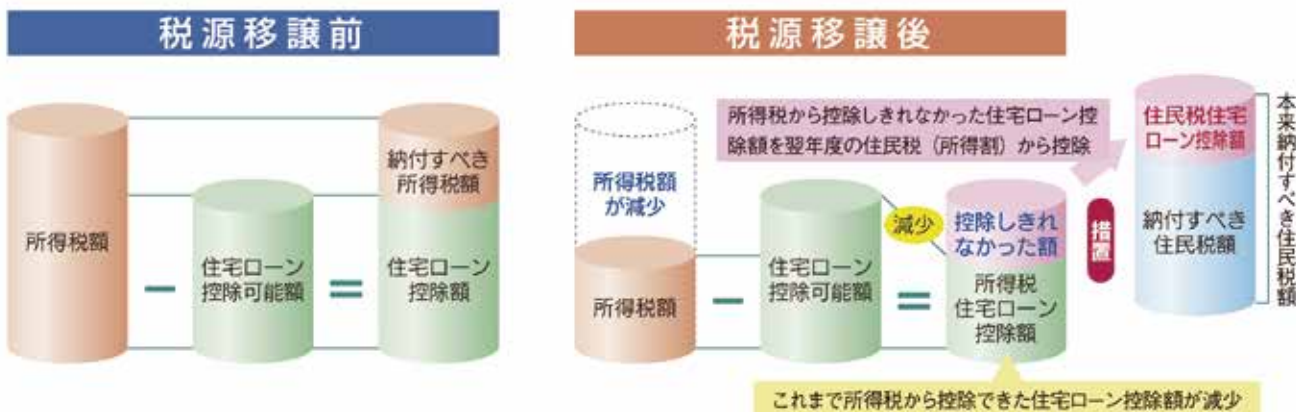
合計 県民税 6,900円 市民税 10,900円 **個人住民税は 17,800円となります。**

※所得金額や各種所得控除額等の計算方法は、収入金額や条件等により異なります。
 ※調整控除とは、税源移譲によって所得税と住民税をあわせた税負担が増えないように控除するものです。
 所得税と住民税では、配偶者控除や扶養控除等の人的控除の額に差があり、課税所得の額が異なるためです。

●住宅ローン控除について

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成 18 年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

また、平成 21 年から平成 33 年 12 月 31 日までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、平成 21 年分以後の所得税において、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。（平成 28 年度の税制改正で 2 年半延長になりました。）



●寄附金控除の拡充について

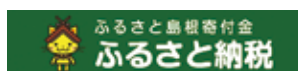
平成 24 年度から、個人の住民税に係る寄附金税額控除の適用下限額が 5 千円から 2 千円に引き下げられました。

項目	内容
対象寄附金	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対する寄附金 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 住所地の日本赤十字支部に対する寄附金 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金（国、政党等に対する寄附金は除く。）のうちから地方公共団体が条例により指定した寄附金
控除方式	税額控除方式
控除率	地方公共団体以外 (地方公共団体以外に対する寄附金 - 2 千円) × 税率 10% (県民税 4%, 市町村民税 6%) ※県及び市町村の両方が指定している場合
	地方公共団体 ①と②の合計額 ① (地方公共団体に対する寄附金 - 2 千円) × 10% ② (地方公共団体に対する寄附金 - 2 千円) × [90% - 5 ~ 45% × 1.021] [所得税の限界税率] ※②の額については、個人住民税所得割の額の 2 割を限度 ◎平成 25 年からの復興特別所得税 (2.1%) の課税により、平成 26 年度の住民税から計算式が変わりました。
控除対象限度額	総所得金額等の 30%
適用下限額	2 千円

※鳥根県のふるさと納税制度については、県ホームページ

→「ふるさと鳥根応援サイト」をご覧ください。

アドレスはこちら→ <http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/furusato/>



をクリック

法人の県民税

納める人

- 県内に事務所や事業所、寮、宿泊所などがある法人

納める額

- 次の表の区分に従って計算した均等割の金額と法人税割の金額の合計額

区 分		税 率 (年額)
均 等 割	資本金等の額 1,000 万 円 以 下	21,000 円
	1,000 万 円 超 1 億 円 以 下	52,500 円
	1 億 円 超 10 億 円 以 下	136,500 円
	10 億 円 超 50 億 円 以 下	567,000 円
	50 億 円 超	840,000 円

区 分		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日から平成31年9月30日までの間に開始する事業年度	平成31年10月1日以後に開始する事業年度
法 人 税 割	資本金の額や出資金の額が1億円を超える法人と保険業法に規定する相互会社	法人税額又は個別帰属法人税額の 5.8 / 100	法人税額又は個別帰属法人税額の 4 / 100	法人税額又は個別帰属法人税額の 1.8 / 100
	資本金の額や出資金の額が1億円以下の法人など	法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下	法人税額又は個別帰属法人税額の 5 / 100	法人税額又は個別帰属法人税額の 3.2 / 100
		法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円超	法人税額又は個別帰属法人税額の 5.8 / 100	法人税額又は個別帰属法人税額の 4 / 100

- 均等割には、水と緑の森づくり税の税額が含まれています。(詳しくは13ページをご覧ください。)
- 法人税割には、平成34年3月31日までの間に終了する各事業年度又は各連結事業年度分について超過課税を実施しています。
- 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。なお、平成27年4月1日以後開始事業年度から法人県民税均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は、「期末現在の資本金等の額(無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は調整後の金額)(地方税法第23条第1項第4号の5)」と「期末現在の資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」とを比較した大きい方の金額となります。

申告と納税

中間申告 事業年度又は連結事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に申告書を提出して納税することになっています(設立一期目については不要です)。

確定申告 事業年度又は連結事業年度終了の日から2月以内に申告書を提出して納税することになっています。

※ 個別帰属法人税額、連結事業年度は、連結法人について適用するものです。

※ 2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けている場合は、従業者の数によって都道府県ごとに法人税額又は個別帰属法人税額をあん分して計算した税額を申告して納めます。

利子等に係る県民税

納める人

- 県内に所在する金融機関等を通じて、利子等の支払を受ける人
金融機関等が、利子等の支払の際に税金を徴収して、県に納めます。

納める額

- 支払を受けるべき利子等の額の5%〔このほかに所得税及び復興特別所得税（国税）が15.315%の税率で課税されます。〕

利子等の種類

利子等とは、公社債（国債、地方債、公募の社債などを除く。）及び預貯金の利子のほかに
 抵当証券、掛金、金投資口座、一時払養老保険等の金融類似商品の収益も含まれます。

非課税

非課税の種類		限度額
勤労者が行う財産形成貯蓄に対する非課税	勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度	合わせて550万円
	勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度	
納税準備預金や納税貯蓄組合預金の利子		全額

（このほかにも所得税法等の規定により非課税とされる利子等については非課税となります。）

申告と納税

- 金融機関等が毎月分をまとめて翌月の10日までに申告し、納税します。

市町村への交付

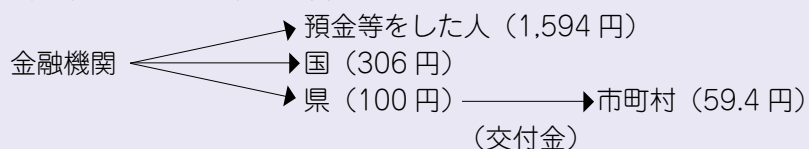
- 県に納入された税額のうち、個人に係る部分の59.4%相当額は県内の市町村に交付されます。

法人税割と二重課税では…？

※法人が納めた利子割額は、法人県民税の申告の際に、すでに納めた利子割額を法人税割額から控除し、控除しきれなかったときには、充当又は還付されます。
 従って、支払を受けた利子に対して二重に課税されることはありません。
 なお、平成28年1月1日以降に支払を受けるべき利子等は、納める人が個人に限定され、法人は除かれます。

●税額を計算してみましょう

2,000円の利子がついた場合は次のようになります。



特定配当等に係る県民税

納める人

- 支払日現在県内に住所を有し、上場株式会社等から配当等の支払を受ける個人
上場株式会社等が、配当等の支払の際に税金を徴収して、県に納めます。

納める額

- 支払を受ける配当等の額の5%〔このほかに所得税及び復興特別所得税（国税）が15.315%の税率で課税されます。〕

配当等の種類

配当等とは、上場株式等の配当等などをいいます。

申告と納税

- 上場株式会社等支払分をまとめて翌月10日までに申告し、納税します。

市町村への交付

- 県に納入された税額のうち59.4%相当額は、県内の市町村に交付されます。

特定株式等譲渡所得金額に係る県民税

納める人

- 源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）において譲渡益の支払いを受け、その年の1月1日現在県内に住所を有し、証券会社又は金融機関から株式等の譲渡益の支払いを受ける個人
証券会社、銀行等が、支払の際に税金を徴収して、県に納めます。

納める額

- 支払を受ける株式等譲渡所得金額（譲渡益に相当する金額）の5%〔このほかに所得税及び復興特別所得税（国税）が15.315%の税率で課税されます。〕

申告と納税

- 証券会社、銀行等が年間の損益を通算し、年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納税します。

市町村への交付

- 県に納入された税額のうち59.4%相当額は、県内の市町村に交付されます。



● 「上場株式等」とは？

国内証券取引所のほか外国有価証券市場に上場されている株式、上場ETF（株価指数連動型投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）などのことをいいます。

● 「特定口座」とは？

個人が上場株式等の売買で得た利益に関する税の申告・納税の手続きを証券会社等が代行する税制上の管理口座です。

源泉徴収を選択した口座を利用すれば、これまでのように個人で確定申告をしなくても、証券会社等から納入申告されます。

水と緑の森づくり税.....

目 的

- 水資源のかん養、県土保全、緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組むことを目指します。

納める人

- 《個人の場合》県民税の均等割を納付する人です。
 - ・毎年1月1日現在県内に住所がある個人
 - ・毎年1月1日現在県内に事務所、事業所又は家屋敷があり、その所在する市町村内に住所がない個人
- 《法人の場合》
 - ・県内に事務所や事業所、寮、宿泊所などがある法人です。

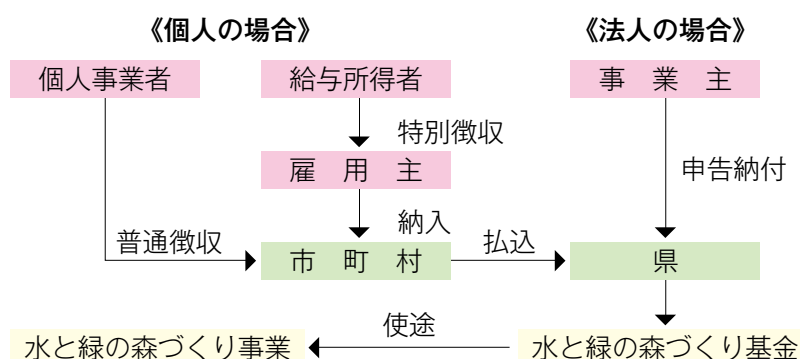
納める額

- 現行の県民税均等割額に加算して、次の額を納めていただきます。
 - 《個人の場合》 年額 500 円
 - 均等割額 1,500 円 + 水と緑の森づくり税 500 円 = 納付額 2,000 円
 - ※県民税均等割が課税されるすべての個人の方に、「均等割額」に「水と緑の森づくり税 500 円」を加算して納めていただきます。
 - 《法人の場合》 均等割額の 5 % 相当額
 - 資本金等の額により、次のとおりとなります。

資本金等の額の区分	現行均等割額	水と緑の森づくり税	申告納付額
1,000 万円以下	20,000 円	1,000 円	21,000 円
1,000 万円超～ 1 億円以下	50,000 円	2,500 円	52,500 円
1 億円超～ 10 億円以下	130,000 円	6,500 円	136,500 円
10 億円超～ 50 億円以下	540,000 円	27,000 円	567,000 円
50 億円超	800,000 円	40,000 円	840,000 円

納付の方法

- 現行の県民税均等割に加算して、県民税の一部として納付します。

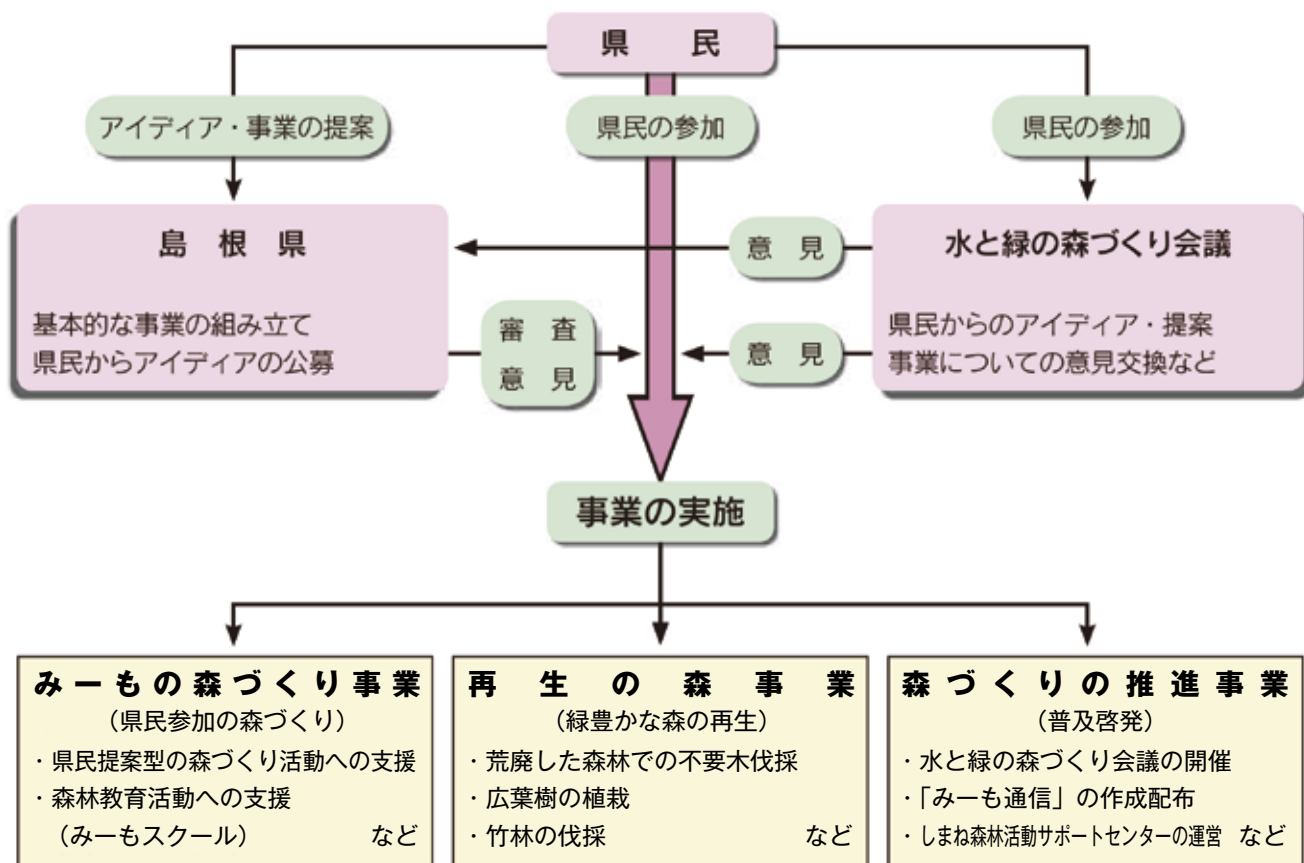


税収の規模

- 2億7百万円（平成29年度）です。（基金積立額約2億円）

※徴収取扱費を市町村に対し交付しています。

税収の使途



詳しくは県ホームページ「水と緑の森づくり」をご覧ください。

アドレスはこちら→ <http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/mizumori/>

税収の管理

- 税収相当額は「水と緑の森づくり基金」に積み立て、基金の目的である水と緑の森づくり事業に支出します。

実施期間

- 平成17年4月1日から実施しています。
 - ※実施期間の最終年度である平成26年度に税の導入効果を検証した結果、平成27年度以降も実施期間を5年間継続することとしました。
 - 《個人の課税期間》平成17年度分から平成31年度分
 - 《法人の課税期間》平成17年4月1日から平成32年3月31日の間に開始する各事業年度分

事業税

事業を行う場合には、道路など各種の公共施設を利用するなどして公共サービスを受けています。そこで、その経費の一部を負担していただくものです。個人に課税される個人の事業税と法人に課税される法人の事業税とがあります。

個人の事業税

納める人

- 県内に事務所又は事業所を設けて、次の事業を営んでいる個人

第 1 種 事業	物品販売業、製造業、請負業など……………37 業種
第 2 種 事業	畜産業、水産業、薪炭製造業…………… 3 業種
第 3 種 事業	医業、弁護士業、理容業など……………30 業種

納める額

- 税額の計算方法を算式で表わすと、次のようになります。

$$\boxed{\text{課税所得金額（前年の事業所得金額 - 各種控除）} \times \text{下記の税率}} \rightarrow \boxed{\text{税額}}$$

- 税率

第 1 種 事業	課税所得金額の 5 / 100
第 2 種 事業	課税所得金額の 4 / 100
第 3 種 事業	課税所得金額の 5 / 100 (あんま・マッサージ業などは課税所得金額の 3 / 100)

- 各種控除には、事業主控除（年 290 万円）などがあります。（所得税で青色申告をした方の青色申告特別控除については必要な経費として控除されません。）

申告と納税

1. 申告 申告期限は、3 月 15 日です。
所得税の確定申告書又は県・市町村民税申告書を提出したときは、個人の事業税についても申告したものとみなされます。
2. 納税 県から送付される納税通知書によって 8 月末と 11 月末の 2 回に分けて納税することになっています。
ただし、税額が 10,000 円以下の場合には、8 月末に全額納税することになっています。
(便利な口座振替制度をぜひご利用ください。詳しくは 40 ページをご覧ください。)



●事業主控除

前年の事業所得金額が 290 万円以下であれば、事業主控除（年 290 万円）がありますので、課税されないこととなります。（前年の事業を行った期間が 1 年に満たないときは控除額が月割になります。）

法人の事業税

納める人

- 県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人
(法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあり、かつ収益事業を行っているものは法人とみなします。)

納める額

- 下記の区分ごとにそれぞれの税率を乗じて計算します。

所得割 = 所得及び清算所得

付加価値割 = 付加価値額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料±単年度損益）
○報酬給与額が収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）の70%を超える場合には、その超える額（雇用安定控除額）を収益配分額から控除します。

資本割 = 資本金等の額

収入割 = 収入金額（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業）

法人の事業税額 = **所得割額** + **付加価値割額** + **資本割額** + **収入割額**

外形標準課税の対象とならない法人の場合

区 分			税 率		
			平成20年10月1日から平成26年9月30日までの間に開始する事業年度	平成26年10月1日から平成31年9月30日までの間に開始する事業年度	平成31年10月1日以後に開始する事業年度
所得割	普通法人	年400万円以下の所得金額	2.7 / 100	3.4 / 100	5 / 100
		年400万円を超え年800万円以下の所得金額	4 / 100	5.1 / 100	7.3 / 100
		年800万円を超える所得金額	5.3 / 100	6.7 / 100	9.6 / 100
	特別法人	ア. 3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の所得金額	5.3 / 100	6.7 / 100	9.6 / 100
		イ. 清算所得金額			
		イ. 清算所得金額			
収入割	電気供給業、ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人		0.7 / 100	0.9 / 100	1.3 / 100

外形標準課税の対象法人の場合

区 分			税 率				
			平成20年10月1日から平成26年9月30日までの間に開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間に開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	平成28年4月1日から平成31年9月30日までの間に開始する事業年度	平成31年10月1日以後に開始する事業年度
所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得金額	1.5 / 100	2.2 / 100	1.6 / 100	0.3 / 100	1.9 / 100
		年400万円を超え年800万円以下の所得金額	2.2 / 100	3.2 / 100	2.3 / 100	0.5 / 100	2.7 / 100
		年800万円を超える所得金額	2.9 / 100	4.3 / 100	3.1 / 100	0.7 / 100	3.6 / 100
	ア. 3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の所得金額	イ. 清算所得金額	2.9 / 100	4.3 / 100	3.1 / 100	0.7 / 100	3.6 / 100
		イ. 清算所得金額					
付加価値割			0.48 / 100	0.72 / 100	1.20 / 100		
資本割			0.20 / 100	0.30 / 100	0.50 / 100		

※外形標準課税の対象法人とは、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人〔資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（所得課税法人に限る。公共法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人等を除く）〕です。

※清算所得金額については、平成22年9月30日以前に解散した法人に適用されます。

申告と納税

- 中間申告** 事業年度の開始の日以後6月を経過した日から2月以内に申告書を提出して納税することになっています。
- 確定申告** 事業年度終了の日から2月以内に申告書を提出して納税することになっています。
- 分割基準** 2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けている場合は、次の基準によって都道府県ごとに所得金額等をあん分して計算した税額を申告して納めます。

区分		平成29年3月30日までに終了する事業年度	平成29年3月31日以後に終了する事業年度
非製造業	銀行業 証券業 保険業	課税標準の1/2：事務所数（各月末日の合計）	
	運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業	課税標準の1/2：従業者数（事業年度末日現在）	
製造業		従業者数（事業年度末日現在） 資本金1億円以上の法人は、工場の従業者数を1.5倍	
鉄道事業 軌道事業		軌道の延長キロメートル（事業年度末日現在）	
ガス供給業 倉庫業		事務所等の固定資産の価額（事業年度末日現在）	
電気供給業	課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額（いずれも事業年度末日現在）	発電事業	課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額（いずれも事業年度末日現在）
		送配電事業	課税標準の3/4：発電所に接続する電線路の送電容量 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額（いずれも事業年度末日現在）
		小売電気事業	課税標準の1/2：事務所数（各月末日の合計） 課税標準の1/2：従業者数（事業年度末日現在）

徴収猶予 外形標準課税の対象となる赤字法人で、下記に該当する場合には、最長6年間、徴収を猶予する制度があります。

- 3年以上継続して欠損法人であって、地域経済、雇用等に与える影響が大きいと認められる場合
- 創業5年以内の欠損法人であって、その技術の高度性又は事業の新規性などが地域経済の発展に寄与すると見込まれる場合

地方法人特別税（国税）（賦課徴収は都道府県が行います。）

法人の事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対して課する国税で、標準税率により計算した所得割額又は収入割額に税率を乗じて計算します。

◆適用時期

平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

◆納める人

法人の事業税の納税義務がある法人

◆納める額

$$\boxed{\text{地方法人特別税額}} = \boxed{\text{基準法人所得割額又は基準法人収入割額}} \times \boxed{\text{下記の税率}}$$

区分	税率			
	平成20年10月1日から平成26年9月30日までの間に開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	平成28年4月1日から平成31年9月30日までの間に開始する事業年度
外形標準課税法人の基準法人所得割額	148 / 100	67.4 / 100	93.5 / 100	414.2 / 100
外形標準課税法人以外の法人の基準法人所得割額	81 / 100	43.2 / 100		
収入金額課税法人の基準法人収入割額	81 / 100	43.2 / 100		

※基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率により計算した法人の事業税の所得割額、収入割額のことです。

※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税は廃止されることとなりました。

地方消費税

この税金は、国の税金である消費税と同様に、資産の譲渡（商品を販売する取引等）や役務の提供（サービス取引等）などの国内取引や輸入取引に課税され、その税額は、事業者の販売する物品やサービスの価格に上乗せされて、最終的には消費者に負担を求める税金です。

納める人

- 商品の販売やサービスの提供を行った事業者及び輸入商品を保税地域から引き取る人
（注）保税地域とは、関税法により財務大臣が指定し又は税関長が許可した場所のことです。たとえば、港・空港等で外国貨物の積卸し、運搬または一時保管できる場所のことをいいます。

納める額

- 国に納める消費税額の 63 分の 17
※消費税率に換算すると 1.7%相当となり、消費税と地方消費税の合計では 8%となります。

●非課税

次のような取引は、税の性格又は社会政策的な配慮から非課税となります。

非課税取引	税の性格から課税の対象とならないもの	1 土地の譲渡、貸付けなど 3 利子、保証料、保険料など 5 商品券、プリペイドカードなどの譲渡 7 国際郵便為替、外国為替など	2 社債、株式等の譲渡、支払手段の譲渡など 4 郵便切手、印紙などの譲渡 6 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など
	社会政策的な配慮に基づくもの	1 社会保険医療など 3 社会福祉事業など 5 埋葬料、火葬料 7 一定の学校の授業料、入学金など 9 住宅の貸付け	2 介護保険法に基づく居宅サービスなど 4 お産費用など 6 身体障がい者用物品の譲渡、貸付けなど 8 教科用図書の譲渡

申告と納税

- 消費税と併せて国（税務署又は税関）に申告して、納税することになっています。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告	直前の課税期間の確定消費税額が 48 万円以下の事業者	直前の課税期間の地方消費税額の 1/2 の額	※任意の中間申告（年 1 回）ができます。 （平成 26 年 4 月以後に開始する課税期間から適用） 個人事業者：8 月末日 法人：課税期間開始の日以後 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内
	直前の課税期間の確定消費税額が 48 万円を超え 400 万円以下の事業者	直前の課税期間の地方消費税額の 1/2 の額	個人事業者：8 月末日 法人：課税期間開始の日以後 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内
	直前の課税期間の確定消費税額が 400 万円を超え 4800 万円以下の事業者	直前の課税期間の地方消費税額の 1/4 の額	個人事業者：5 月末日、8 月末日、11 月末日 法人：課税期間開始の日以後 3 ヶ月、6 ヶ月、9 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内
	直前の課税期間の確定消費税額が 4800 万円を超える事業者	直前の課税期間の地方消費税額の 1/12 の額	個人事業者：5 月末日～翌年 1 月末日 法人：課税期間開始の日以後 1 月毎に区分した各期間を経過した日から 2 ヶ月以内
確定申告		（売上げに係る消費税額－仕入れに係る消費税額）× 17/63－中間納付額	個人事業者：翌年 3 月末日 法人：課税期間の末日の翌日から 2 ヶ月以内

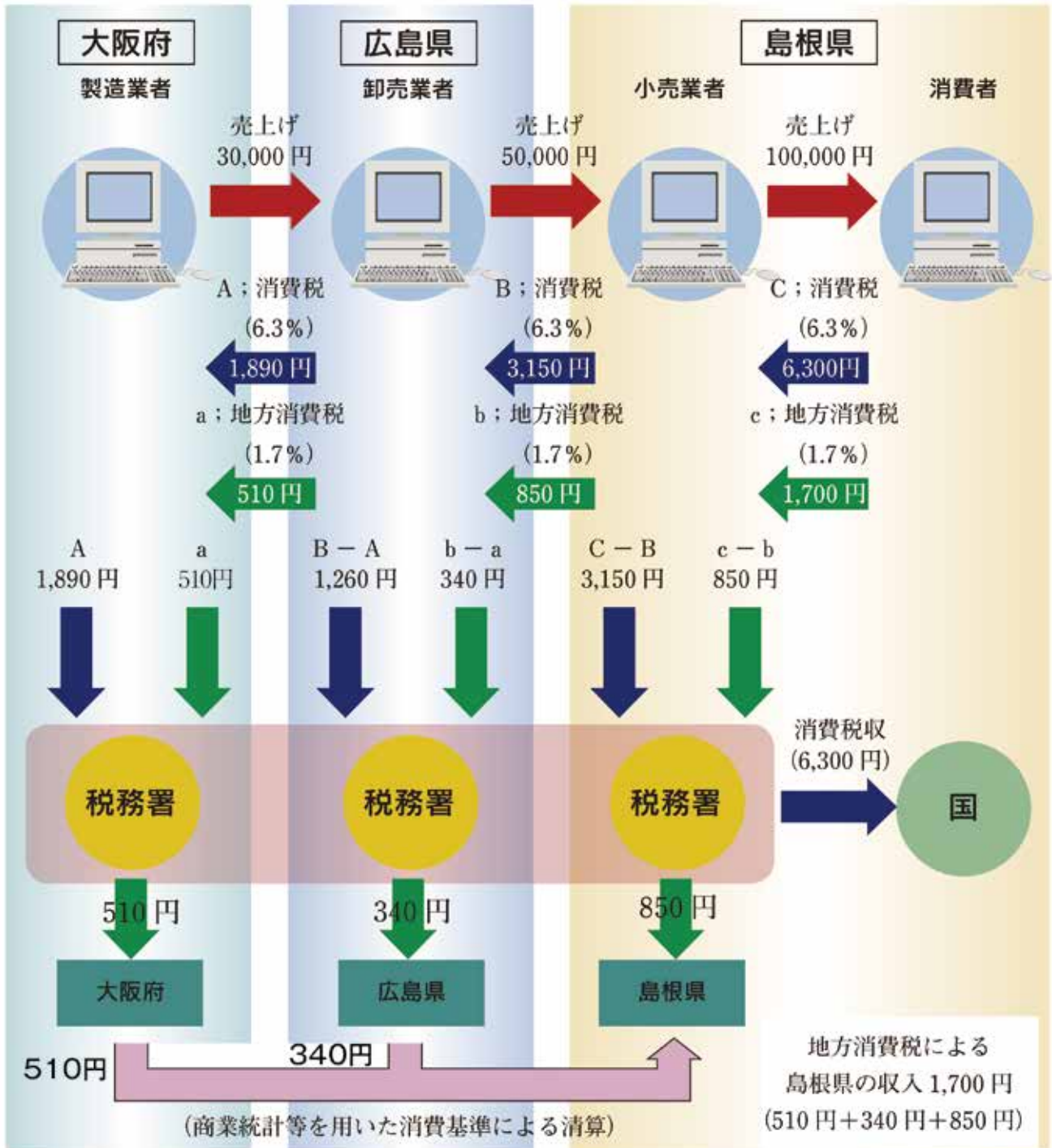
市町村への交付

- 国から県に払い込まれた税額を各都道府県間で清算し、清算後の税額の 1/2 相当額は、県内の市町村に交付されます。

地方消費税のしくみ

【都道府県間の清算】

納税された地方消費税は、消費に関連した基準によって都道府県間で清算されます。地方消費税は、この清算を通じて最終消費地の都道府県の収入になることとなります。



●都道府県間の清算基準

指 標	ウエイト
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」の合算額	50%
「人口（国勢調査）」	50%

不動産取得税

不動産（土地・家屋）を取得したときに課税される税金です。

納める人

- 土地や家屋を売買、贈与、交換、建築（新築、増築、改築）などにより取得した人です。
「取得」とは、不動産の所有権を取得することをいうもので、登記の有無や有償無償の別、取得の理由は問いません。
相続時精算課税制度によって不動産の贈与を受けた場合や、夫婦間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除により、贈与税が課税されない場合であっても、不動産取得税は課税の対象となります。

納める額

- 税額の計算方法を算式で表すと、次のようになります。
$$[(\text{不動産の価格} - \text{特例控除}) \times \text{税率}] - \text{減額} \rightarrow \text{納める額}$$
- 「不動産の価格」とは、現実の売買価格や建築費用の額ではなく、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。（新たに建築された家屋のように価格が登録されていない場合は固定資産評価基準によって評価した価格です。）

宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地）の取得については、次の特例があります

取得の時期	不動産の価格
平成 33 年 3 月 31 日まで	当該土地の価格の 2 分の 1

- 「特例控除」及び「減額」
一定の要件を満たす住宅や住宅用土地を取得した場合（次ページ参照）、公共事業の施行に伴う代替不動産を取得した場合などには、その旨を申告することにより不動産取得税の軽減措置の適用を受けることができます。
- 「税率」
不動産の区分に応じて、次の税率を適用します。

不動産の取得日	家屋		土地
	住宅用	その他	
平成 20 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで	3%	4%	3%

申告と納税

1. 申告 不動産を取得したときは「不動産取得申告書」を提出してください。
なお、不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合には、申告書の提出がないと受けることができません。
2. 納税 県から送付される納税通知書により定められた期限までに納税することになります。

住宅及び住宅用土地の取得に関する軽減措置

1. 住宅の取得に係る控除

取得した住宅が次の要件に該当する場合は、不動産の価格（評価額）から次の額が**特例控除または減額**されます。

住宅とは人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供される部分で、別荘以外のものです。

なお、住宅には、非事業用の車庫・物置・納屋も含まれます。

区分	要件	特例控除される額																						
住宅の建築「未使用の建売住宅を含む」	一戸建住宅 ○住宅（店舗等との併用住宅の場合は住宅部分）の床面積が 50㎡以上 240㎡以下 のもの [新築の場合で、既設の住宅がある場合は合計した住宅の床面積をいい、増築の場合は、増築後の合計した住宅の床面積をいいます。] (注1) なお、上記の要件を満たした住宅で、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する 認定長期優良住宅の新築 については、平成32年3月31日までに取得した場合は、右の額が控除されます。	1,200万円 (住宅1戸につき) (注1) 1,300万円 (住宅1戸につき)																						
	共同住宅等 ○居住の用に供するため独立的に区画された一の部分（共用部分もあわせて算入）の床面積が 50㎡ （貸家の場合は 40㎡ ）以上 240㎡以下 のもの ※「共同住宅等」とは、分譲マンションやアパート等をいいます。 (注2) なお、上記の要件を満たした共同住宅等で、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する 認定長期優良住宅の新築 については、平成32年3月31日までに取得した場合は、右の額が控除されます。	1,200万円 (住宅1区画につき) (注2) 1,300万円 (住宅1区画につき)																						
耐震基準適合既存住宅の取得	耐震基準適合 既存住宅とは、上記以外の住宅で次の3つの要件 すべてを満たすもの をいいます。 ①取得者個人が居住するためのもの ②住宅の床面積が 50㎡以上 240㎡以下 のもの ③住宅が次の いずれかに該当するもの ㊦ 昭和57年1月1日以後に新築されたもの （昭和56年6月1日以後に建築確認されたことが証明できる場合を含む） ㊧ 新耐震基準に適合していることが証明されたもの （注3） なお、新築された日により右の額が控除されます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新築年月日</th> <th>特例控除される額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H9.4.1～</td> <td>1,200万円</td> <td rowspan="9">新耐震基準に適合することについての証明が必要です。 (注3)</td> </tr> <tr> <td>H元.4.1～H9.3.31</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>S60.7.1～H元.3.31</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>S57.1.1～S60.6.30</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>S56.7.1～S56.12.31</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>S51.1.1～S56.6.30</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>S48.1.1～S50.12.31</td> <td>230万円</td> </tr> <tr> <td>S39.1.1～S47.12.31</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>S29.7.1～S38.12.31</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>	新築年月日	特例控除される額	備考	H9.4.1～	1,200万円	新耐震基準に適合することについての証明が必要です。 (注3)	H元.4.1～H9.3.31	1,000万円	S60.7.1～H元.3.31	450万円	S57.1.1～S60.6.30	420万円	S56.7.1～S56.12.31	420万円	S51.1.1～S56.6.30	350万円	S48.1.1～S50.12.31	230万円	S39.1.1～S47.12.31	150万円	S29.7.1～S38.12.31	100万円
		新築年月日	特例控除される額	備考																				
H9.4.1～	1,200万円	新耐震基準に適合することについての証明が必要です。 (注3)																						
H元.4.1～H9.3.31	1,000万円																							
S60.7.1～H元.3.31	450万円																							
S57.1.1～S60.6.30	420万円																							
S56.7.1～S56.12.31	420万円																							
S51.1.1～S56.6.30	350万円																							
S48.1.1～S50.12.31	230万円																							
S39.1.1～S47.12.31	150万円																							
S29.7.1～S38.12.31	100万円																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>新築年月日</th> <th>減額される額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S56.7.1～S56.12.31</td> <td>12万6千円</td> <td rowspan="5">上記の表の控除額に税率を乗じて得た額を減額します</td> </tr> <tr> <td>S51.1.1～S56.6.30</td> <td>10万5千円</td> </tr> <tr> <td>S48.1.1～S50.12.31</td> <td>6万9千円</td> </tr> <tr> <td>S39.1.1～S47.12.31</td> <td>4万5千円</td> </tr> <tr> <td>S29.7.1～S38.12.31</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table>	新築年月日	減額される額	備考	S56.7.1～S56.12.31	12万6千円	上記の表の控除額に税率を乗じて得た額を減額します	S51.1.1～S56.6.30	10万5千円	S48.1.1～S50.12.31	6万9千円	S39.1.1～S47.12.31	4万5千円	S29.7.1～S38.12.31	3万円										
新築年月日	減額される額	備考																						
S56.7.1～S56.12.31	12万6千円	上記の表の控除額に税率を乗じて得た額を減額します																						
S51.1.1～S56.6.30	10万5千円																							
S48.1.1～S50.12.31	6万9千円																							
S39.1.1～S47.12.31	4万5千円																							
S29.7.1～S38.12.31	3万円																							
耐震基準 不適合 既存住宅の取得	耐震基準 不適合 既存住宅の取得に係る上記の①～③の要件のうち③のみ満たさない場合で、 住宅の取得日から6か月以内に耐震改修を行うこと で、新耐震基準に適合することについての証明を受け（注3）、かつ、取得者個人の居住の用に供した場合（平成26年4月1日以後の取得に限ります）。 なお、新築された日により右の額が減額されます。																							

(注3) 新耐震基準に適合することについての証明として、次のいずれかの書類が必要です。

- ・「耐震基準適合証明書」
- ・「住宅性能評価書」
- ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

耐震基準**適合**既存住宅の取得の場合、**住宅の取得日前2年以内に**証明のための住宅の調査、性能評価又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の締結がされたものに限ります。

耐震基準**不適合**既存住宅の取得の場合、**住宅の取得日から6か月以内に**証明されたものに限ります。

●不動産に関する主な税

区分	取得したとき	保有しているとき	譲渡したとき
県	不動産取得税		県民税
国	相続税・贈与税 消費税・登録免許税		所得税
市町村		固定資産税 都市計画税	市町村民税

このほか、契約書等の作成による印紙税（国税）があります。



2. 土地の取得に係る減額

●特例適用住宅用土地・耐震基準適合既存住宅用土地の減額

次のいずれかの要件に該当する場合は、「宅地評価土地の特例」の上に次の減額があります。

ただし、次の②～⑤については、土地を取得した人が特例適用住宅又は既存住宅を新築又は取得した場合に限ります。

区分	要件	減額される額
新築住宅用土地	① 土地を取得した日から3年以内にその土地の上に 特例適用住宅 が新築された場合（土地を取得した人がその土地を特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は特例適用住宅の新築が土地を取得した人から最初にその土地を譲り受けた人により行われる場合に限る）（注4）	次のいずれか多い額 a 45,000円 b $\boxed{\text{土地1㎡当たりの価格}} \times \boxed{\text{住宅の床面積の2倍（1戸につき200㎡限度）}} \times \boxed{3\%}$
	② 土地を取得した日より前1年以内にその土地の上に 特例適用住宅 を新築していた場合	
建売住宅用土地	③ 新築未使用の特例適用住宅 及びその土地を、その住宅の新築された日から1年以内に取得した場合	* 土地1㎡当たりの価格 宅地評価土地については、評価額を1/2にして計算します。
	④ 土地を取得した日から1年以内又は取得した日より前1年以内に、その土地の上にある 新築未使用の特例適用住宅 を自己の居住の用に供するために取得した場合	
土 既 存 住 宅 用 地	⑤ 土地を取得した日から1年以内又は取得した日より前1年以内に、その土地の上にある 耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅 （注5）を自己の居住の用に供するために取得した場合	

（注4） 土地を取得した人がその土地を引き続き所有している場合は、住宅の新築者は問いません。

（注5） 耐震基準不適合既存住宅用土地の減額は、平成30年4月1日以後の取得に限ります。

区	分	要	件
特例適用住宅とは	一戸建住宅の場合	住宅（店舗等との併用の場合は住宅部分）の床面積が 50㎡以上240㎡以下 のもの。	
	共同住宅等の場合	居住の用に供するため独立的に区画された一の部分（共用部分もあん分して算入）の床面積が 50㎡ （貸家の場合は 40㎡ ） 以上240㎡以下 のもの。	
既存住宅とは	21ページの「耐震基準 適合 既存住宅の取得」又は「耐震基準 不適合 既存住宅の取得」欄を参照してください。		

県固定資産税

固定資産税は、本来市町村税ですが、市町村の財政上の均衡をはかる見地から、法律で定める一定額を超える償却資産（大規模償却資産）に対して県が課税するものです。

納める人

- 大規模償却資産を所有している人（現在、該当はありません。）

納める額

- 市町村が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額の1.4 / 100

申告と納税

1. 申告 申告期限は1月31日です。
2. 納税 県から送付される納税通知書により4月、7月、12月及び翌年2月の4回に分けて納税することになっています。

県たばこ税

この税金は、たばこを購入するときにその代金の中に含まれているものです。

納める人

- 県内の小売業者に製造たばこを売り渡した、製造たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者

納める額

<平成30年4月1日から平成31年9月30日まで>

区分	期間	税率
旧3級品以外の紙巻たばこ	平成30年9月30日まで	1,000本につき860円
	平成30年10月1日から平成31年9月30日まで	1,000本につき930円
旧3級品の紙巻たばこ	平成30年4月1日から平成31年9月30日まで	1,000本につき656円

<平成31年10月1日以降>

区分	期間	税率
全てのたばこ	平成31年10月1日から平成32年9月30日まで	1,000本につき930円
	平成32年10月1日から平成33年9月30日まで	1,000本につき1,000円
	平成33年10月1日以降	1,000本につき1,070円

※平成30年度税制改正により、旧3級品以外の（平成31年10月1日以後は紙巻たばこ3級品を含む）の税率が、平成33年10月にかけて段階的に引き上げられることとなりました。

※旧3級品とは、「エコー」、「わかば」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、「ウルマ」、「バイオレット」の6銘柄の紙巻たばこをいいます。

※旧3級品の特例税率は、平成31年9月30日で廃止となり、平成31年10月1日から旧3級品以外（一般品）と同じ税率となります。

※加熱式たばこの課税方式は、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とし、平成30年から平成34年の毎年10月1日に、段階的に引き上げられます。

申告と納税

- 毎月の売渡し分を翌月末日までに申告して、納税することになっています。



● たばこは地元で買きましょう！

たばこ税は、たばこを買った場所の所在する県や市町村の収入となりますので、地元で買きましょう。

ゴルフ場利用税

この税金は、ゴルフ場を利用したときに課税されるものです。

納める人

- ゴルフ場を利用した人

納める額

- ゴルフ場の等級に応じ、利用者 1 人 1 日につき、次の額となります。
等級は、ゴルフ場の規模と利用料金を基準として定められています。

区分	税額
1級のゴルフ場	1,200円
2級のゴルフ場	1,100円
3級のゴルフ場	950円
4級のゴルフ場	800円
5級のゴルフ場	650円
6級のゴルフ場	500円
7級のゴルフ場	400円

申告と納税

- ゴルフ場の経営者が利用した人から料金とっしょに受け取り、毎月分を翌月の 15 日までに申告して、納税することになっています。

市町村への交付

- 県に納入された税額の 10 分の 7 は、ゴルフ場の所在する市町村に交付されます。

非課税措置について

- 下記の利用者については、ゴルフ場利用税は課されません。

- (1)年齢が 18 歳未満の方
- (2)年齢が 70 歳以上の方
- (3)障がい者の方

適用を受けるためには、次の手続きが必要です。

- ①非課税適用申出書の記入
- ②本人確認のための書類の提示
・運転免許証 ・パスポート
・障害者手帳 ・学生証 等

利用の都度、プレーするゴルフ場で手続きをしてください。

- (4)国民体育大会参加選手の同大会ゴルフ競技としての利用
- (5)学生、生徒、教員等が学校の教育活動としてゴルフを行う場合の利用

●ゴルフの施設数と利用人員は？

	全 国	島 根 県
施 設 数 (平成 29 年 12 月末日現在)	2,272	8
延 利 用 人 員 (平成 29 年 1 月～平成 29 年 12 月の利用)	86,559 千人	230 千人



自動車取得税

自動車の取得に対して課税されます。平成21年4月1日より、道路整備のための目的税から使い途に制限のない普通税に改められました。

納める人

- 自動車（軽自動車を含みます。）を取得された方
（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合には、買主が取得者とみなされます。）

納める額

軽自動車以外の自家用自動車	自動車の取得価額の3/100
軽自動車以外の営業用自動車	自動車の取得価額の2/100
軽自動車	自動車の取得価額の2/100

（注）無償で自動車もらった場合や、親類から自動車を安く買った場合などの、通常取引価額に比べ低い価額で取得したときは、通常取引価額が取得価額となります。

軽減措置

※下記の1～3の特例は重複適用ができません。いずれか1つの特例を受けることができます。

1. 環境性能に優れた自動車の特例

（1）新車新規登録車の特例（平成30年4月1日～平成31年3月31日に取得されたもの）

燃料等	車両総重量等	排出ガス基準	燃費基準	軽減率	
電気自動車	—	—	—	非課税	
天然ガス自動車	—	平成30年排出ガス基準適合(3.5トン以下)又は平成21年排出ガス基準10%低減	—	非課税	
プラグインハイブリッド自動車	—	—	—	非課税	
クリーンディーゼル車	乗用車	平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合	—	非課税	
ガソリン車 LPG車 ハイブリッド車	乗用車	平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減	平成32年度燃費基準+40%	非課税	
			平成32年度燃費基準+30%	現行税率の20/100税率	
			平成32年度燃費基準+20%	現行税率の40/100税率	
			平成32年度燃費基準+10%	現行税率の60/100税率	
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	車両総重量2.5トン以下のバス・トラック	平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減	平成32年度燃費基準達成	現行税率の80/100税率	
			平成27年度燃費基準+25%	非課税	
			平成27年度燃費基準+20%	現行税率の20/100税率	
			平成27年度燃費基準+15%	現行税率の40/100税率	
	車両総重量2.5トン超3.5トン以下のバス・トラック	平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減	平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減	平成27年度燃費基準+10%	現行税率の60/100税率
				平成27年度燃費基準+5%	現行税率の80/100税率
				平成27年度燃費基準+15%	非課税
				平成27年度燃費基準+10%	現行税率の25/100税率
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	車両総重量2.5トン超3.5トン以下のバス・トラック	平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減	平成27年度燃費基準+5%	現行税率の50/100税率	
			平成27年度燃費基準達成	現行税率の75/100税率	
			平成27年度燃費基準+15%	現行税率の25/100税率	
			平成27年度燃費基準+10%	現行税率の50/100税率	
	車両総重量3.5トン超のバス・トラック	平成21年排出ガス基準適合	平成21年排出ガス基準適合	平成27年度燃費基準+5%	現行税率の75/100税率
				平成27年度燃費基準+15%	非課税
				平成27年度燃費基準+10%	現行税率の25/100税率
				平成27年度燃費基準+5%	現行税率の50/100税率
車両総重量3.5トン超のバス・トラック	平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減	平成21年排出ガス基準10%低減	平成27年度燃費基準	現行税率の75/100税率	
			平成27年度燃費基準+15%	非課税	
			平成27年度燃費基準+10%	現行税率の25/100税率	

(2)新車新規登録車以外の特例（平成30年4月1日～平成31年3月31日に取得されたもの）

燃料等	車両総重量等	排出ガス基準	燃費基準	取得価額からの控除額
電気自動車	—	—	—	45万円
天然ガス自動車	—	平成30年排出ガス基準適合(3.5トン以下)又は平成21年排出ガス基準10%低減	—	45万円
プラグインハイブリッド自動車	—	—	—	45万円
クリーンディーゼル車	乗用車	平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準	—	45万円
ガソリン車 LPG車 ハイブリッド車	乗用車 (ガソリン)	平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減	平成32年度燃費基準+40% JC08モード燃費値を算定していない自動車は平成22年度燃費基準+110%	45万円
			平成32年度燃費基準+30% JC08モード燃費値を算定していない自動車は平成22年度燃費基準+95%	45万円
			平成32年度燃費基準+20% JC08モード燃費値を算定していない自動車は平成22年度燃費基準+80%	25万円
			平成32年度燃費基準+10% JC08モード燃費値を算定していない自動車は平成22年度燃費基準+65%	15万円
			平成32年度燃費基準達成 JC08モード燃費値を算定していない自動車は平成22年度燃費基準+50%	5万円
	乗用車 (LPG車)	平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減	平成32年度燃費基準+40%	45万円
			平成32年度燃費基準+30%	35万円
			平成32年度燃費基準+20%	25万円
			平成32年度燃費基準+10%	15万円
			平成32年度燃費基準達成	5万円
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	車両総重量 2.5トン以下の バス・トラック	平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減	平成27年度燃費基準+25% JC08モード燃費値を算定していない自動車は平成22年度燃費基準+57%	45万円
			平成27年度燃費基準+20% JC08モード燃費値を算定していない自動車は平成22年度燃費基準+50%	35万円
			平成27年度燃費基準達成+15% JC08モード燃費値を算定していない自動車は平成22年度燃費基準+44%	25万円
			平成27年度燃費基準+10% JC08モード燃費値を算定していない自動車は平成22年度燃費基準+38%	15万円
			平成27年度燃費基準達成+5% JC08モード燃費値を算定していない自動車は平成22年度燃費基準+32%	5万円
	車両総重量 2.5トン超 3.5トン以下の バス・トラック	平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減	平成27年度燃費基準+15%	45万円
			平成27年度燃費基準+10%	35万円
			平成27年度燃費基準+5%	25万円
			平成27年度燃費基準達成	15万円
			平成27年度燃費基準+15%	35万円
車両総重量 3.5トン超の バス・トラック	平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減	平成27年度燃費基準+10%	25万円	
		平成27年度燃費基準+5%	15万円	
		平成27年度燃費基準+15%	45万円	
		平成27年度燃費基準+10%	35万円	
		平成27年度燃費基準+5%	25万円	
ディーゼルハイブリッド車	車両総重量 3.5トン超の バス・トラック	平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減	平成27年度燃費基準+15%	45万円
			平成27年度燃費基準+10%	35万円
			平成27年度燃費基準+5%	25万円
			平成27年度燃費基準達成	15万円

2. バリアフリー対応のバス、タクシーの特例

新車新規登録車の特例（平成30年4月1日～平成31年3月31日に取得されたもの）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条第1項に規定する基本方針に、平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車	控除額	
ノンステップバス	取得価額から1,000万円を控除	
リフト付きバス	(乗車定員 30人以上)	取得価額から650万円を控除
	(乗車定員 30人未満)	取得価額から200万円を控除
ユニバーサルデザインタクシー	取得価額から100万円を控除	

3. 先進安全自動車（ASV）の特例（トラック、バス等）

新車新規登録車の特例（平成30年4月1日～平成31年3月31日に取得されたもの）

種別	取得価格からの控除額	尾行
衝突被害軽減ブレーキ搭載車両	350万円	・車両総重量3.5トン超8トン以下のトラック ・車両総重量8トン超20トン以下のトラック（平成30年10月31日までの取得） ・車両総重量5トン以下のバス等 ・車両総重量5トン超12トン以下のバス等
車両安定性制御装置搭載車両	350万円	・車両総重量3.5トン超8トン以下のトラック ・車両総重量8トン超20トン以下のトラック（平成30年10月31日までの取得） ・車両総重量5トン超12トン以下のバス等
車線逸脱警報装置搭載車両	175万円	・車両総重量3.5トン超8トン以下のトラック ・車両総重量8トン超20トン以下のトラック（平成30年10月31日までの取得） ・車両総重量20トン超22トン以下のトラック ・車両総重量5トン以下のバス等 ・車両総重量5トン超12トン以下のバス等 ・車両総重量12トン超のバス等

種 別	取得価格からの控除額	尾行
衝突被害軽減ブレーキ 及び 車両安定性制御装置搭載車両	525 万円	・車両総重量 3.5 トン超 8 トン以下のトラック ・車両総重量 8 トン超 20 トン以下のトラック（平成 30 年 10 月 31 日までの取得） ・車両総重量 5 トン超 12 トン以下のバス等
	350 万円	・車両総重量 20 トン超 22 トン以下のトラック（平成 30 年 10 月 31 日までの取得）
衝突被害軽減ブレーキ 及び 車線逸脱警報装置搭載車両	525 万円	・車両総重量 3.5 トン超 8 トン以下のトラック ・車両総重量 8 トン超 20 トン以下のトラック（平成 30 年 10 月 31 日までの取得） ・車両総重量 5 トン以下のバス等 ・車両総重量 5 トン超 12 トン以下のバス等
車両安定性制御装置 及び 車線逸脱警報装置搭載車両	525 万円	・車両総重量 3.5 トン超 8 トン以下のトラック ・車両総重量 8 トン超 20 トン以下のトラック（平成 30 年 10 月 31 日までの取得） ・車両総重量 5 トン超 12 トン以下のバス等
衝突被害軽減ブレーキ、 車両安定性制御装置 及び 車線逸脱警報装置搭載車両	525 万円	・車両総重量 3.5 トン超 8 トン以下のトラック ・車両総重量 8 トン超 20 トン以下のトラック（平成 30 年 10 月 31 日までの取得） ・車両総重量 5 トン超 12 トン以下のバス等
	525 万円	・車両総重量 8 トン超 20 トン以下のトラック（平成 30 年 11 月 1 日以降の取得） ・車両総重量 20 トン超 22 トン以下のトラック（平成 30 年 10 月 31 日までの取得）

(注)「トラック」は、けん引車及び被けん引車を除く。
「バス等」は、専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員 10 人以上のもの(立席を有するものを除く。)のことをいう。

免税・非課税

- 次の取得に対しては課税されません。
 - 1 取得価額が 50 万円以下の自動車の取得
 - 2 相続による取得
 - 3 法人の合併又は分割による取得
 - 4 所有権留保付売買の自動車で、所有権が売主から買主へ移転した場合の取得

申告と納税

- 島根運輸支局への自動車の登録や届出の手続きをする際に申告と同時に納税することとなります。

市町村への交付

- 県に納められた自動車取得税の 66.5%は、県内の市町村に対し、市町村道の延長及び面積により按分して交付されます。

軽油引取税

バス・トラックなどの燃料である軽油の引取りに対して課税されます。平成 21 年 4 月 1 日より、道路整備のための目的税から使い途に制限のない普通税に改められました。

納める人

- 特約業者・元売業者から軽油の引取り（購入）を行った人
元売業者とは…軽油を製造、輸入又は販売することを業とする者で総務大臣の指定を受けた者
特約業者とは…元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、販売を業とする者で、知事の指定を受けた者

納める額

1 キロリットルにつき……32,100 円（1 リットルにつき……32 円 10 銭）

申告と納税

- 特約業者又は元売業者が、毎月分を翌月末日までに申告して、納税することになっています。

免税と手続き

1. 免税 次の用途に供する軽油の引取りに対しては、免税の手続きをされた場合に限り、課税されません。※この取り扱いは平成33年3月31日までに行為される引取りに限る特例です。
 - (1) 船舶・鉄道・軌道用車輛の動力源の用途
 - (2) 農業・林業用機械の動力源の用途
 - (3) 木材加工業・電気供給業・鋳物の掘採事業・セメント製品製造業などのための、法令で定める一定の用途
2. 手続き
 - (1) 免税になる軽油を使用しようとする人は、あらかじめ県民センター（支庁）に申請して、免税軽油使用者証の交付を受けます。申請の際、誓約書（県税が適正に納付されていること等）の添付が必要です。
 - (2) この免税軽油使用者証を県民センター（支庁）に提示して免税証の交付を申請すると、必要な数量の免税証が交付されます。
 - (3) 軽油を購入するときに、この免税証を特約業者や元売業者に渡すと、軽油引取税のかからない価額で購入することができます。
3. 報告 免税軽油使用者証の交付を受けた方は、免税軽油引取数量等を報告する必要があります。

●**不正軽油にご注意ください！** “不正軽油”とは、灯油や重油等を使用して密造した燃料を、正常な軽油と偽って販売するもので、軽油引取税が納められていません。

●**島根県不正軽油対策協議会** 不正軽油の製造及び流通の阻止に向け、平成15年10月に協議会を設立し、不正軽油を「作らない・売らない・買わない・使わない」の活動を展開しています。構成メンバーは、県石油商業組合、県トラック協会、県旅客自動車協会、県建設業協会、島根運輸支局、海上保安部、警察本部、県の行政機関です。

●**平成16・18・23年度税制改正により不正軽油にかかる罰則が強化され、取締りを強化しています。**

	構成要件	懲役刑	罰金刑	法人処罰
不正軽油にかかる罪	製造承認義務違反 (承認を受けないで軽油・炭化水素油を製造した場合)	10年以下	1,000万円以下	3億円以下
	(不正軽油の用に供されることを知りながら、灯油・A重油や硫酸などの薬品、又は土地や施設、機械等を提供した場合)	7年以下	700万円以下	2億円以下
	不正軽油等譲受罪（購入者罰則） (承認を受けずに製造した炭化水素油と知って、運搬、保管、譲受、又は処分の媒介若しくはあっせんした場合)	3年以下	300万円以下	1億円以下

★不正軽油 110番……0120 - 2 - 110 - 89

不正軽油についての情報がありましたら、ご連絡をお願いします。

不正ガソリンに関する情報は、広島国税局まで！！

不正ガソリン 110番 0120 - 283 - 110

●車の種類と地方税

区分	該当税目			
	自動車税	自動車取得税	軽自動車税	固定資産税
普通自動車	○	○		
小型自動車	・4輪以上(2,000cc以下)	○		
	・被けん引車	○		
軽自動車	・3輪	○		
	・2輪		○	
大型特殊自動車	・2輪以外(660cc以下)	○	○	
	・被けん引車		○	
小型特殊自動車			○	
原動機付自転車			○	
				○(事業用のみ)



自動車税

自動車という財産の所有に対して課税される財産税の一種です。

納める人

- 県内に主たる定置場のある自動車の所有者
(割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。)

納める額

- 自動車の種類、用途、排気量などによって年税額(4月～翌年3月の1年間)で定められており、主なものは下の表のとおりです。

なお、自動車税は、4月1日現在の所有者(所有権留保車の場合は使用者)に課税されますが、年度途中で抹消登録(廃車)・新規登録をした場合には、次のとおり月割の税額となります。

- 4月1日以後に抹消登録をした場合

$$\text{月割税額} = \text{年税額} \times \frac{\text{4月から抹消登録した月までの月数}}{12}$$

(月割税額:100円未満の端数切り捨て)

- 4月1日以後に新規登録をした場合

$$\text{月割税額} = \text{年税額} \times \frac{\text{新規登録をした月の翌月から3月までの月数}}{12}$$

(月割税額:100円未満の端数切り捨て)

●乗用車

区 分	年 税 額		
	自家用	営業用	
総 排 気 量	1ℓ以下	29,500円	7,500円
	1ℓ超 1.5ℓ以下	34,500円	8,500円
	1.5ℓ超 2ℓ以下	39,500円	9,500円
	2ℓ超 2.5ℓ以下	45,000円	13,800円
	2.5ℓ超 3ℓ以下	51,000円	15,700円
	3ℓ超 3.5ℓ以下	58,000円	17,900円
	3.5ℓ超 4ℓ以下	66,500円	20,500円
	4ℓ超 4.5ℓ以下	76,500円	23,600円
	4.5ℓ超 6ℓ以下	88,000円	27,200円
	6ℓ超	111,000円	40,700円

●トラック

区 分	年 税 額		
	自家用	営業用	
最 大 積 載 量	1ト以下	8,000円	6,500円
	1ト超 2ト以下	11,500円	9,000円
	2ト超 3ト以下	16,000円	12,000円
	3ト超 4ト以下	20,500円	15,000円
	4ト超 5ト以下	25,500円	18,500円
	5ト超 6ト以下	30,000円	22,000円
	6ト超 7ト以下	35,000円	25,500円
	7ト超 8ト以下	40,500円	29,500円
	8ト超 9ト以下	46,800円	34,200円
	9ト超 10ト以下	53,100円	38,900円

このほか、トラック(ライトバン)、バス、特種用途車(タンクローリー、レッカー車等)などは、最大積載量、総排気量、乗車定員、用途などによって年税額が異なります。

申告と納税

1. 申 告 自動車を新規登録・名義変更・登録事項の変更などをしたときは、その都度、自動車税の申告書を提出することになっています。
2. 納 税 県から送付される納税通知書により5月31日までに納めることになっています。ただし、4月1日以後に新規登録をした場合には申告のときに月割で納めることになっています。

(納税には便利な口座振替制度をぜひご利用ください。詳しくは、お近くの県民センター(各事務所、川本駐在を含む)又は隠岐支庁の税務担当課までお問い合わせください。)

グリーン化税制

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする（重課）特例措置（「自動車税のグリーン化税制」）が実施されています。

1. 環境負荷の小さい自動車（自動車税が軽課となるもの）

(1)平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに、新車で新規に登録された次の自動車は、翌年度のみ自動車税が安くなります。

対象自動車	軽減割合
電気自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合クリーンディーゼル車(乗用車に限る。)	約 7 5 %
平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年度燃費基準+30%達成車	
平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年度燃費基準+10%達成車	約 5 0 %

(注) 新車で新規に登録する際に月割りで納付する当該年度の自動車税については、安くなりません。

(2)新車新規登録年度の翌年度の自動車税が軽減されます。

軽減適用年度 新車新規登録年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
平成28年度	軽減	通常税率	通常税率
平成29年度	通常税率	軽減	通常税率
平成30年度		通常税率	軽減

2. 環境負荷の大きい自動車（自動車税が重課となるもの）

新車で新規に登録された日から次の年数を経過した自動車については、その翌年度から自動車税が高くなります。

対象自動車（注1）	重課割合
新車新規登録から13年を経過したガソリン車、LPG車	約 15%（注2）
新車新規登録から11年を経過したディーゼル車	

(注 1) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引自動車を除きます。

(注 2) バス（一般乗合用を除く。）、トラック（被けん引自動車を除く。）及び一部の特種用途車については、重課割合は約 10% です。



●名義変更・抹消の登録をお忘れなく！

自動車を買ったり、下取りに出したり、廃車した場合などには、必ず中国運輸局島根運輸支局で必要な手続きをしてください。この手続きをしないと、予期せぬトラブルに巻き込まれたり、いつまでもあなたに納税通知書が送られることとなります。

●年度の途中で名義変更をした場合は？

年度の途中で所有者の変更があっても、法律により年度末に変更があったものとみなされますので、その年の 4 月 1 日現在の所有者の方に、その年度の自動車税全額を納付していただくことになります。新所有者には、翌年度から課税されます。

Q1

手放した自動車の納税通知書が届いたのですが？

自動車税は、その年度の4月1日現在の所有者（所有権留保車については使用者）に納税義務があります。知人に譲ったり、自動車販売店に下取りに出したはずなのに納税通知書が届いたのは、その自動車の名義変更が3月31日までにされなかったからです。名義変更、または抹消登録がきちんとされたかどうか譲られた相手の方に確認してください。

Q4

車検を受けるときに納税証明書は必要ですか？

平成27年4月から、運輸支局で車検時の自動車税の納税確認が電子化されました。これにより、原則車検時における納税証明書の提示が省略できます。ただし、納付直後に車検を受けられるときなど、納税証明書が必要となる場合があります。納税証明書についてはP41をご覧ください。

Q2

車検が切れている車や壊れて動かない車なのに税金がかかっているのですか？

車検が切れたまま放置された車や、壊れて動かない車であっても、運輸支局で抹消登録の手続きをされないと自動車税がかかります。抹消登録の手続きをどなたかに依頼されたときは、必ず登録識別情報等通知書を受け取り、抹消登録されたことを確認しましょう。（なお、解体抹消時には通知書は交付されません。）

Q5

税金を納めた車を年度途中で手放した場合、税金はどうなるのですか？

年度途中で手放した自動車が抹消登録された場合には、その翌月からの税金を月割でお返しします。なお、名義変更された場合は、4月1日現在の所有者にその年度の自動車税金額が課税されますので、納められた税金はお返しできません。

Q3

転居したら納税通知書が届かなくなったのですが？

住民票を移しただけでは、納税通知書の住所は変わりません。早めにお近くの県民センターまたは隠岐支庁に電話等で連絡をお願いします。なお、転居した際には、法律により15日以内に運輸支局で住所変更の手続きをしなければならないと定められています。
※インターネットにより納税通知書の住所変更の届出ができます。（「しまね電子申請サービス」で検索）

Q6

身体障がい者等の場合、自動車税の減免の制度がありますか？

心身に障がいを有する方が積極的に社会活動に参加できるように税制面から配慮し、一定の要件を満たす自動車については、申請によって自動車税を減免することになっています。減免の申請期限は、新規登録された車は登録日、それ以外の車は、納期限までです。期限を過ぎて申請された場合、申請の翌月から月割で減免します。

車は島根ナンバーに

- ①自動車は、住所地で登録することになっています。
- ②島根県内にお住まいの方で、他県ナンバーの自動車をお持ちの方は、運輸支局で島根ナンバーに変更登録をしてください。

中国運輸局島根運輸支局 松江市馬潟町 43-3 ☎ 050-5540-2071（自動音声案内）

鉱区税

鉱業権を持っていることに対して課税されるものです。

納める人

- 県内に鉱区をもっている人

納める額

鉱区の種類		納める額
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100 アールごとに年 200 円
	採掘鉱区	面積 100 アールごとに年 400 円
砂鉱を目的とする鉱区	—	面積 100 アールごとに年 200 円 (河床の延長 1,000 メートルごとに年 600 円)
石油や可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積 100 アールごとに年 200 円× $\frac{2}{3}$
	採掘鉱区	面積 100 アールごとに年 400 円× $\frac{2}{3}$

(注) 年の中で鉱業権の設定、消滅があった場合には、月割計算によります。

納税

- 県から送付される納税通知書により 5 月 31 日までに納税することになっています。

核燃料税

本県が独自に課税している法定外普通税で、発電用原子炉に挿入された核燃料及び発電用原子炉の熱出力に対して課税されます。

納める人

- 発電用原子炉の設置者

納める額

- (価額割) 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の 8.5%
- (出力割) 発電用原子炉の熱出力に対し、1 課税期間 (3 ヶ月) につき、千キロワットあたり 40,600 円 (廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉については 63,000 円)

申告と納税

- (価額割) 核燃料を挿入した日から起算して 2 ヶ月を経過する日の属する月の末日
- (出力割) 4 月から 6 月、7 月から 9 月、10 月から 12 月、1 月から 3 月までをそれぞれ一つの課税期間として、各課税期間の末日の翌日から起算して 2 ヶ月以内

税収の用途

- 原子力発電所の立地に伴う安全対策や環境保全として、原子力防災訓練の実施、原子力発電所周辺環境調査、原子力に関する情報公開・情報提供などに活用されています。
- また、住民の方の生活や地域産業の安全を図るため、道路・河川・港湾の整備などにも活用されています。

● 全国で核燃料税を課税している県は？

平成 30 年 4 月 1 日現在で 12 道県です。

福井県 (S.51 ~)、茨城県 (S.53 ~)、愛媛県 (S.54 ~)、佐賀県 (S.54 ~)
静岡県 (S.55 ~)、**島根県 (S.55 ~)**、鹿児島県 (S.58 ~)、宮城県 (S.58 ~)
新潟県 (S.59 ~)、北海道 (S.63 ~)、石川県 (H.4 ~)、青森県 (H.16 ~)



狩 猟 税

狩猟者の登録を受けることによって狩猟のできる資格を得ることに対して課税されるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する行政費用に充てられる目的税です。

納める人

- 狩猟者の登録を受ける人

納める額

	種 類	税 額
第一種銃猟免許（ライフル銃・散弾銃など）に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納めなくてもよい人のうち控除対象配偶者又は扶養親族（農業等に従事している人を除きます。）以外の人	11,000 円
	上記以外の人	16,500 円
網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納めなくてもよい人のうち控除対象配偶者又は扶養親族（農業等に従事している人を除きます。）以外の人	5,500 円
	上記以外の人	8,200 円
第二種銃猟免許（空気銃・ガス銃）に係る狩猟者の登録を受ける人		5,500 円

(注1) 狩猟者の登録を受ける方が、県民税の所得割を納めなくてもよい人の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する場合には、農業等に従事していなくても、第一銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける方については 11,000 円、網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける方については 5,500 円の税額が適用されます。

(注2) 平成 31 年 3 月 31 日までに受ける狩猟者の登録であって次のいずれかに該当する場合、納める額が軽減されます。

- ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 …非課税
- ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 …非課税
- ③ 有害鳥獣捕獲許可従事者※が受ける登録 …2 分の 1 軽減

※ 狩猟者登録を申請した日前 1 年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の許可を受け、その許可に係る捕獲に従事した者

納 税

- 狩猟免許に係る狩猟者の登録を受けるときに、狩猟者登録申請書に税額に相当する県の証紙を貼って、納税することになっています。

税収の用途

- 野生鳥獣の適切な保護管理を図るため、鳥獣保護のための調査や普及活動、狩猟者育成のための研修会や普及啓発活動、有害鳥獣の駆除支援などに使用されています。

税収の規模

- 13 百万円（平成 29 年度）です。

産 業 廃 棄 物 減 量 税

本県が独自に課税している法定外目的税で、産業廃棄物を最終処分場へ搬入したときに課税されるものです。

納める人

- 県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

納める額

- 最終処分場に搬入された産業廃棄物の搬入量 1 トンあたり 1,000 円です。

申告と納税

●最終処分業者に処分を委託する場合

排出事業者や中間処理業者から処理料金といっしょに受け取り、最終処分業者が下表の左欄に掲げる期間分を右欄に定める期限までに申告して納税することになっています。

●排出事業者自らが最終処分する場合

排出事業者（中間処理業者を含む）が自社の最終処分場に埋立処分する場合は、自らが下表の左欄に掲げる期間分を右欄に定める期限までに申告して納税することになっています。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

税収の規模

●2億9千万円（平成29年度）です。

税収の使途

●再資源化の支援

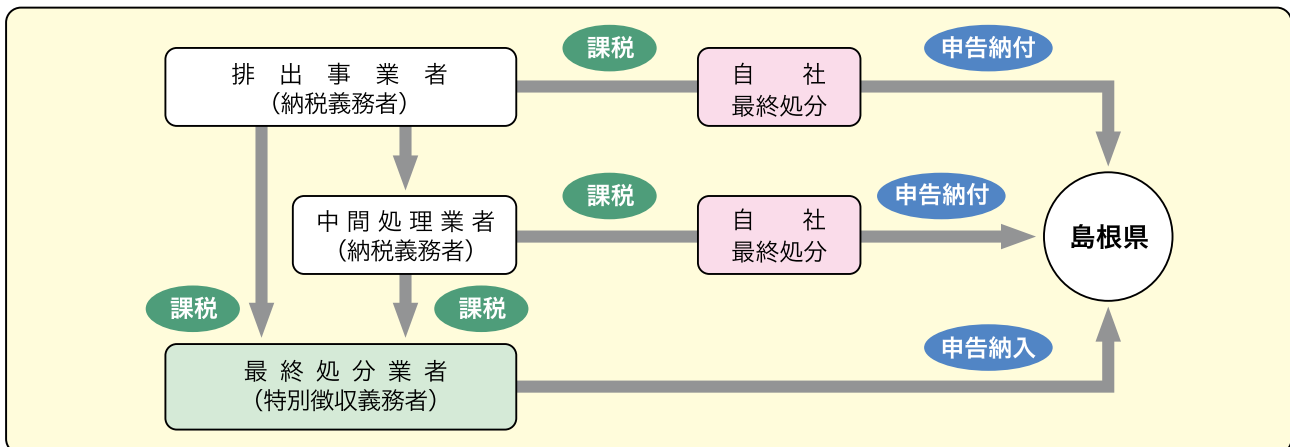
- ・事業者の再資源化等の取組に対して、技術開発や施設整備の支援を行います。
- ・リサイクル製品（しまねグリーン製品）の認定や利用促進を行います。
- ・再資源化等に関わる事業者や研究機関の連携を推進します。

●適正処理の推進

- ・不法投棄防止のため、監視カメラの設置や廃棄物適正処理指導員の配置を行います。
- ・産業廃棄物の最終処分場を確保するため、公共関与型処分場の整備を進めます。

●3R、環境教育の推進

- ・廃棄物についての県民の理解と3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動を促進するため、地域や学校などでの環境教育を進めます。
- ・リサイクル製品や3Rについて、普及啓発の取組を行います。



※産業廃棄物最終処分場ばかりでなく市町村や一部事務組合が管理運営する一般廃棄物最終処分場へ産業廃棄物を搬入する場合も課税の対象となります。

●全国で産業廃棄物減量税等を課税している都道府県は？

平成30年4月1日現在で27道府県です。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県



延滞金と加算金

ご注意ください！

延滞金

県税を納期限までに納めない時にかかります。

●平成 25 年 12 月 31 日までの期間

①納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日まで……………年 7.3%

(ただし、平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、特例基準割合^(※1)が年 7.3%に満たない場合は、特例基準割合^(※1)が適用されます。)

各年の特例基準割合^(※1) = 商業手形の基準割引率 (前年の 11 月 30 日経過時) + 年 4 %
(小数点 1 位未満切り捨て)

②その後納税の日までの期間……………年 14.6%

●平成 26 年 1 月 1 日以後の期間

①納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日まで……………年 7.3%

(ただし、特例基準割合^(※2)が年 7.3%に満たない場合には、特例基準割合^(※2)に 1 %を加算した割合が適用されます。なお、当該加算した割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合が適用されます。)

各年の特例基準割合^(※2) = 国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年 10 月～前年 9 月における平均 + 1 %
(小数点 1 位未満切り捨て)

②その後納税の日までの期間……………年 14.6%

(ただし、特例基準割合^(※2)が年 7.3%に満たない場合には、特例基準割合^(※2)に 7.3%を加算した割合が適用されます。)

- (注) 1. 延滞金の計算の基礎となる税額に 1,000 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、また、その税額が 2,000 円未満であるときは、延滞金はかかりません。
2. 算出された延滞金に 100 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、また、その延滞金の全額が 1,000 円未満であるときは延滞金はかかりません。
3. 更正または決定があったときなどは、計算方法が上記と異なります。

加算金

利子等に係る県民税、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、産業廃棄物減量税又は核燃料税について、申告を期限までにしなかったり、申告税額が実際より少なかった場合などに徴収されるもので、次の 3 つがあります。

種 類	内 容	徴 収 さ れ る 額
過少申告加算金	期限内に申告した場合で、その申告額が少なかったため後日増額の申告をしたり、増額の更正を受けた場合	増差税額の 10% (増差税額が、期限内に申告した税額又は 50 万円のいずれか多い額を超える場合は、その超える部分の税額の 5%をさらに加算)
不申告加算金 (※)	期限後に申告した場合や申告しなかった場合	納める税額が 50 万円以下の場合…税額の 15% 50 万円を超える場合…超える部分に 5%を加算 (更正又は決定があることを予知しないで申告期限後に申告した場合は額にかかわらず 5%)
重 加 算 金 (※)	二重帳簿などによって仮装、隠べし、故意に税を免れた場合	申告期限内に } 申告している場合…増差税額の 35% } 申告していない場合…増差税額の 40%

(※)の加算金について
平成 29 年 1 月 1 日以後に提出期限が到来するものについて、期限後申告、修正申告又は更正、決定があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、その税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、加算金の割合に 10% が加算される場合があります。

納税の猶予と減免

こんなとき、ひと声かけてください

徴収の猶予

次のような場合で、税金を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、原則1年間を限度として徴収の猶予を受けることができます。

1. 財産が災害（震災・風水害・火災など）または盗難にあったとき
2. 本人や生活をともにする親族が病気や負傷をしたとき
3. 事業を廃業又は休業したとき
4. 事業に大きな損失を受けたとき

換価の猶予

県税を一時に納付又は納入することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、県税の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、原則1年間を限度として、申請により換価の猶予を受けることができます。（猶予を受けようとする県税の納期限から6ヶ月以内に申請書を提出することが必要です。）

納期限の延長

災害などにより、納期限までに納税や申告などができないときには、期限が延長されます。延長される期限は、災害などがやんだ日から2ヶ月以内です。

県税の減免（主なもの）

次のような場合には、減額または免除されることがあります。

1. 個人の県民税…個人の市町村民税が減免された場合
2. 法人の県民税…災害により被害を受けた場合
3. 個人の事業税…(1)身体障がい者の方の場合
(2)災害により被害を受けた場合
4. 法人の事業税…災害により被害を受けた場合
5. 不動産取得税…(1)災害により不動産に被害を受けたため、それに代わる不動産を3年以内に取得した場合
(2)取得した不動産がその取得直後に災害を受けた場合
6. 自動車税 ……(1)災害により自動車が増損した場合など
(2)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受け、一定程度以上の障がい等のある方又はその方と生計を一にする方が自動車を所有している場合。ただし、限度額は年税額 45,000 円（重課対象自動車は 51,700 円、月割課税の場合は月割計算による）
(3)もっぱら身体障がい者等の方を乗車させるために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車
7. 自動車取得税…(1)災害により滅失、増損した自動車に代わる自動車を取得した場合
(2)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受け、一定程度以上の障がい等のある方又はその方と生計を一にする方が自動車を取得した場合。ただし、限度額は取得価格 300 万円
(3)もっぱら身体障がい者等の方を乗車させるために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車

申 請

徴収の猶予・申請による換価の猶予・減免などを受けるためには、申請が必要です。

身体障がい者等に対する自動車税・自動車取得税の減免制度の対象となる自動車

手帳の種類	自動車の所有(取得)者	運転者	用途
身体障害者手帳 戦傷病者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳	身体障がい者等本人 又は 身体障がい者等の方と 生計を一にする方 (本人の所有する自動車がない場合に限る)	本人	身体障がい者等の方のための交通手段として使用されること
		生計を一にする方	
		常時介護する方	主として身体障がい者等の方の通学(園)、通院、通所又は生業等の利用に供していること

- (1)減免できる自動車は、お持ちの自動車(軽自動車を含む)のうち1台です。
- (2)自動車の所有者は原則として身体障がい者等の方(本人)としますが、本人の所有する自動車(軽自動車を含む)がない場合に限り、生計を一にする方が所有する自動車も対象となります。
- (3)割賦販売等による自動車の売り主が所有権を留保している場合は、使用者を所有者とみなしません。(リース契約による自動車は減免の対象になりません。)
- (4)身体障がい者等の方を「常時介護する方」が自動車の運転をする場合は、身体障がい者等のみで構成される世帯に属する身体障がい者等の方の所有(取得)する自動車を運転する場合に限りです。

東日本大震災で被災された方へ

※ 東日本大震災で被災された自動車や不動産の代わりに自動車や不動産を取得された場合、自動車取得税、自動車税、不動産取得税について、ここに挙げた制度以外に非課税や特例控除の制度があります。

詳しくは各県民センターへお問い合わせいただくか、島根県税務課のホームページ

(<http://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/oshirase/touhokutihoutaiheiyouokijisin.html>) をご確認ください。

救済制度

更正の請求

法人の県民税・利子等に係る県民税・法人の事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車取得税・軽油引取税、核燃料税又は産業廃棄物減量税の申告書を提出した後に、税額が過大であったことを発見したときは、法定納期限から5年以内(平成23年12月1日までに法定納期限が到来するものについては、法定納期限から1年以内)又は特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2ヶ月以内に限り更正の請求をすることができます。

不服の申立て等

県税の課税・徴収などの処分について不服がある場合には、原則としてその処分のあったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく所管の県民センターを経由して提出してください。

また、処分の取消しの訴えは、審査請求に係る裁決を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に島根県を被告として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納税にあたって

【申告と納期】 県税の申告期限と納期は、次のとおりです。

税目	申告期限	納期	納める方法
個人の県民税	給与所得については、給与支払者が、給与支払報告書を1月末日までに市町村へ提出	給与支払者が、6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町村へ納入	給与支払者が徴収して納入
	給与以外の所得者は、3月15日（所得税の確定申告をした人は不要）	一般的には6月、8月、10月、翌年1月	普通徴収
法人の県民税	確定申告は、事業年度、又は連結事業年度終了の日から2ヶ月以内	申告と同じ	申告納付
利子等に係る県民税	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
特定配当等に係る県民税	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
特定株式等譲渡所得金額に係る県民税	年間分を翌年1月10日	申告と同じ	申告納入
個人の事業税	3月15日（所得税の確定申告をした人や個人の県民税の申告をした人は不要）	8月、11月（税額が1万円以下の場合は8月のみ）	普通徴収
法人の事業税	確定申告は、事業年度、又は連結事業年度終了の日から2ヶ月以内	申告と同じ	地方法人特別税（国税）と併せて申告納付
地方消費税	消費税（国税）と同じ	消費税（国税）と同じ	消費税（国税）と併せて納付
不動産取得税	取得した日から60日以内	納税通知書に定めた日	普通徴収
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告と同じ	申告納入
自動車取得税	登録又は届出のとき	申告と同じ	申告納付（※）
軽油引取税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納入（納付）
自動車税	新規登録・名義変更・登録事項の変更などをしたとき	5月	普通徴収
		新規登録の時	証紙徴収（※）
鉱区税	—	5月	普通徴収
核燃料税	（価額割）核燃料を挿入した日から起算して2ヶ月を経過する日の属する月の末日 （出力割）課税期間の末日の翌日から起算して2ヶ月以内 ※課税期間/4～6月、7～9月、10～12月、1～3月（年4回）	申告と同じ	申告納付
狩猟税	—	登録を受ける日	証紙徴収
産業廃棄物減量税	1月から3月分を4月末日 4月から6月分を7月末日 7月から9月分を10月末日 10月から12月分を1月末日	申告と同じ	申告納入（納付）

●普通徴収……県から送付された納税通知書により納税者が税金を納めることをいいます。

●申告納付……納税者が納めるべき税金を計算し、申告して納めることをいいます。

●申告納入……経営者などが県に代わって納税義務者から税金を受け取り、それを申告して納めることをいいます。

●証紙徴収……県が発行した証紙を申告書などに貼って納めることをいいます。（※）

※自動車税証紙徴収及び自動車取得税の申告納付については、証紙を貼ることに代え、証紙代金収納計器により税額の表示を行います。

電子申告



地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用すれば、インターネットで地方税の申告が簡単に行えます。

※ eLTAX（エルタックス）は、地方公共団体が共同で運営する地方税の電子的手続きの総合窓口システムです。

※全国すべての地方公共団体において、eLTAX（エルタックス）によるサービスを提供しています。

●県税での利用は

法人の県民税・法人の事業税（地方法人特別税）の申告、納税及び申請・届出（法人設立／設置届出書等）についてご利用いただけます。

●利用できる方は

上記税目の申告手続等をされる納税者又は、税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方

※ 税理士関与の電子申告は、納税者の電子証明書が不要です。

※税理士関与の申請・届出は、納税者の利用者IDを入力した場合に限り、納税者の電子証明書が不要です。

○詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。
<http://www.eltax.jp/>



国税の申告、納税には e-Tax（イータックス）をご利用ください。
詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。



<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

申請書・届出書のダウンロード

県税の手続きで、申請書ダウンロードと電子申請できるものがあります。

詳しくは税務課ホームページの
「様式ダウンロード（電子申告・電子申請）」をご覧ください。
<http://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/download/>

納税の窓口

県税の納税は、次の金融機関などで受け付けています。

納税されるときは、納税通知書などを必ずお持ちになってお出かけください。

(平成 30 年 6 月 30 日現在)

金融機関	山陰合同銀行・島根銀行・みずほ銀行・鳥取銀行・広島銀行・山口銀行・楽天銀行（ペイジー納付に限る）
	しまね信用金庫・日本海信用金庫・島根中央信用金庫・西中国信用金庫・米子信用金庫
	商工組合中央金庫・中国労働金庫
	島根益田信用組合
	島根県農業協同組合
	JF しまね漁業協同組合
	ゆうちょ銀行（郵便局）
コンビニエンスストア等 （自動車税のみ）	コミュニティストア、サークルK、サンクス、セーブオン、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン（50 音順） MMK 端末 ^(※) 設置店 ^(※) MMK 端末とは、株式会社しんきん情報サービスが設置する公共料金収納端末のことです。また、この端末を設置している店舗を MMK 設置店といいます。設置店の詳細は株式会社しんきん情報サービスホームページの「MMK 設置店」を参照してください。http://www.shinkin-sis.co.jp/mmk/mmklist.html
Pay-easy 〔ペイジー〕	パソコン・携帯電話（インターネットバンキング）、ペイジー対応の ATM を利用して納付できます。（対応している金融機関のみ）
県の窓口	県民センター（県民センターの各事務所を含む。）、隠岐支庁

- 1 上記金融機関の国内の本店（本所）、支店（支所）、出張所及び代理店（山陰合同銀行に限る。）で納付できます。
- 2 コンビニエンスストアで納付できるのは、収納用のバーコードが印字された納付書に限ります。
- 3 インターネットを利用した Pay-easy（ペイジー）納付には、対応している金融機関において、事前に利用登録（契約）が必要になります。
- 4 コンビニ納付と Pay-easy（ペイジー）納付の詳細は、税務課ホームページでご確認ください。

自動車税のクレジットカードによる納付

平成 29 年 5 月 1 日より、パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、自動車税をクレジットカードで納付できるようになりました。

詳しくは、県ホームページ「自動車税のクレジットカードによる納付」をご覧ください。

アドレスはこちら → <http://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei/credit.html>

※ クレジットカードで納付できるのは自動車税に限ります。

口座振替制度のご案内

～お忙しいあなたのために～

自動車税・個人の事業税の納税には、便利な口座振替をお勧めします。所定の手続きをされますと、以後は指定された預金口座から各納期限に自動的に引き落とされます。

口座振替にされると……

- 現金を扱わなくてすむので安全です！
- 納税に出かける必要がなくなるので便利です！
- うっかり忘れがなくなるので安心です！

口座振替について詳しくは、お近くの県民センター（事務所）・隠岐支庁の税務担当課までお問い合わせください。

県税の納税証明書

納税証明書には、一般用と車検用があります。
各県民センター、県民センター各事務所又は隠岐支庁の県税窓口にご請求してください。

一般用

皆様の大切な個人情報を守り、納税証明書の不正取得を未然に防止するため、申請時に窓口に来られた方の本人確認をさせていただきます。

- ・ 請求に必要なもの
 - (1)印鑑（法人の場合は登録のある代表者の印鑑）
 - (2)代理人（家族、従業員を含む）による申請の場合は委任状
 - (3)ご本人（代理人を含む）であることを証明できる公的証明書
…運転免許証、健康保険証、パスポート、その他官公署が発行した証明書等
 - (4)県税の領収証書（申請直前に納付された場合）
 - (5)登記事項証明書の写し（県内に営業所等がなく、県の税務システムに登録がない法人の場合）
- ・ 証明事項
「納税証明書」は使用目的や提出先によって、必要な証明の内容が異なります。事前に提出先へご確認をお願いします。
〈主な納税証明の種類〉
 - 1 全税目について未納の徴収金がないことの証明（入札参加資格申請や融資など）
 - 2 各税目について、納付すべき税額、納付した税額及び未納額等の証明（建設業の許可申請など）
 - 3 滞納処分を受けたことがない証明（酒類販売業の許可申請など）
- ・ 交付手数料

証明書の使用目的		金額
1	担保権の設定のため	420円
2	試掘権の延長のため（鉱区税）	無料
3	採掘権への転譲のため（鉱区税）	無料
4	採掘鉱区又は採掘出願地の増減の出願のため（鉱区税）	無料
5	県の行う融資を受けるため	420円
6	5以外の融資を受けるため	420円
7	県との随意契約に係る見積書を提出するため	無料
8	県が行う入札の参加資格審査を受けるため（一般競争入札に参加の場合も含む）	420円
9	建設業の許可を受けた業者が知事に届出を行うため	420円
10	その他	420円

車検用（自動車継続検査用・自動車構造等変更検査用）

車検時に、運輸支局において、自動車税の納付が電子確認されます。これにより車検時における納税証明書の提示が省略できます。また、万が一納税証明書を紛失されても再交付の手続きをする必要がなくなります。ただし、納付直後（当日～2週間後）に車検を受けられるときなど、納税証明書が必要となる場合がありますので、県税の窓口にご請求してください。

- ・ 請求に必要なもの
 - (1)印鑑（法人の場合は登録のある代表者の印鑑）
 - (2)代理人による申請の場合は委任状…ただし、自動車検査証の原本を提示すれば委任状は不要。
また同居の家族、法人の場合は従業員の方が窓口に来られる場合も委任状は不要。
 - (3)領収証書（申請直前に納付された場合）
- ・ 交付手数料 無料
- ・ その他
 - (1)自動車税及び延滞金の未納がある場合は証明できません。
 - (2)5月にお送りする自動車税の納税通知書には納税証明書が付属しています。県民センターや金融機関、コンビニエンスストア等の窓口で納付されると、付属の納税証明書がお使いいただけます（口座振替により納付される方の納税通知書には納税証明書は付属していません。）

申請書の様式は、税務課ホームページ「様式ダウンロード（電子申告・電子申請）」からダウンロードできます。<http://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/download/>

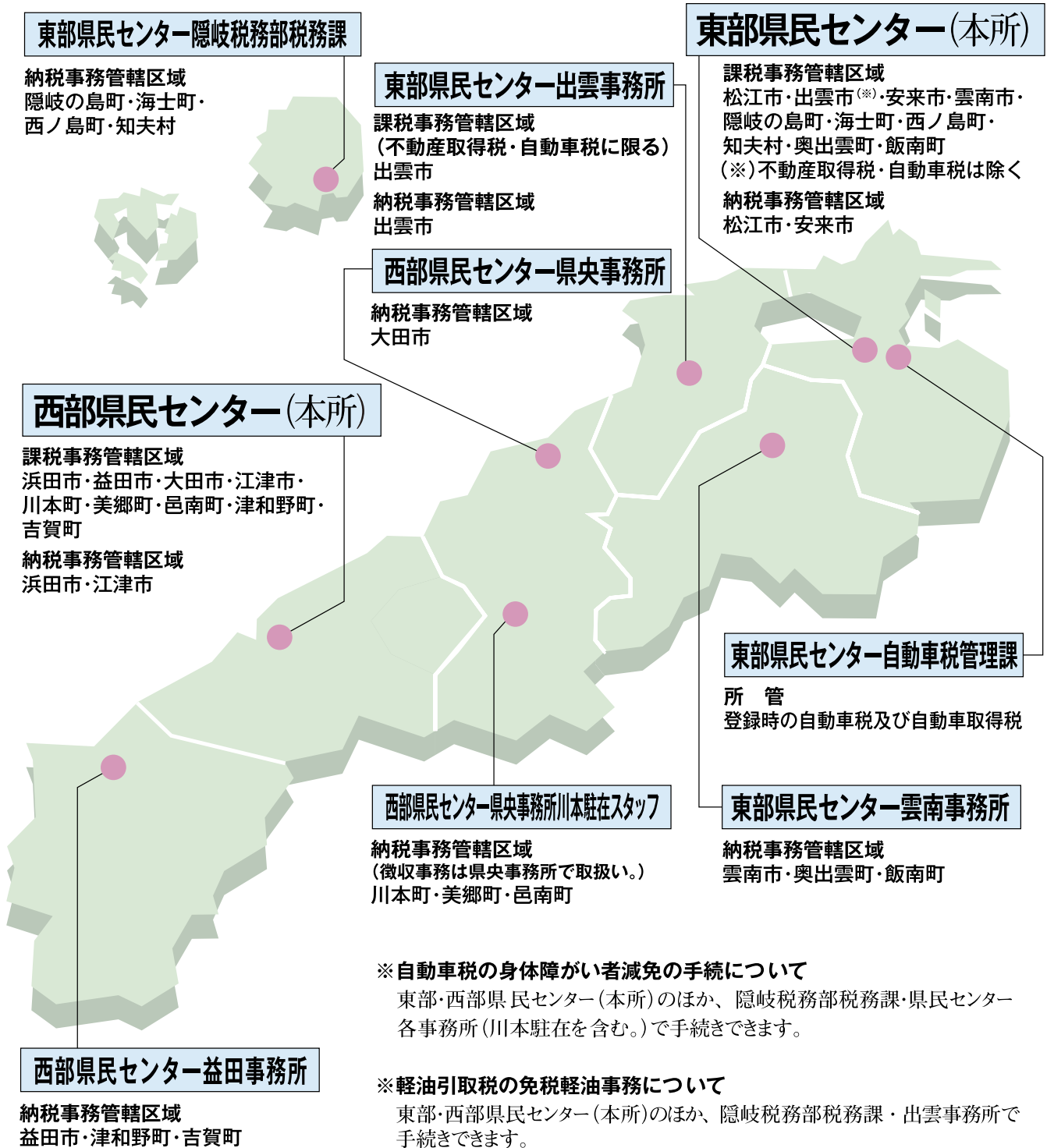
県税を扱う事務所

課税事務(申告書の提出・課税に関する問い合わせ・課税免除・減免等)

県東部については東部県民センター(本所)、県西部については西部県民センター(本所)で取り扱います。
ただし、出雲市の不動産取得税・自動車税については出雲事務所で取扱います。

納税事務(窓口収納、納税証明・徴収事務・納税に関する相談)

東部・西部県民センター(本所)のほか隠岐税務部税務課・県民センター各事務所で取り扱います。



県税の納税証明書

東部県民センター

〒690-8551

松江市東津田町1741-1(松江合庁2階)

- 特別滞納整理スタッフ ☎(0852)32-5630
- 収納管理課 ☎(0852)32-5629
- 納税課 ☎(0852)32-5632
- 課税調査スタッフ ☎(0852)32-5627
- 法人課税課 ☎(0852)32-5621
- 自動車・諸税課 ☎(0852)32-5626
- 不動産課税課 ☎(0852)32-5618

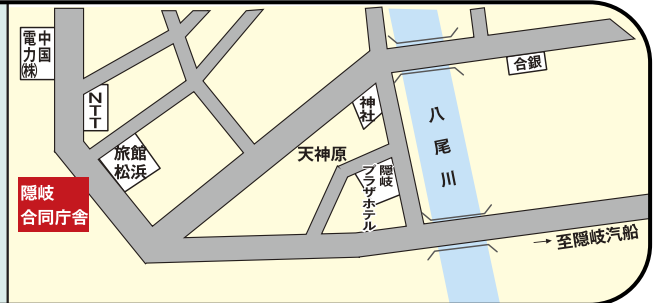


東部県民センター 隠岐税務部税務課

〒685-8601

隠岐郡隠岐の島町港町塩口24(隠岐合庁3階 隠岐支庁県民局)

隠岐税務部税務課 ☎(08512)2-9617



東部県民センター 自動車税管理課

〒690-0024

松江市馬潟町43-4

自動車税管理課 ☎(0852)37-0341



東部県民センター 雲南事務所

〒699-1396

雲南市木次町里方531-1(雲南合庁1階)

納税課 ☎(0854)42-9520

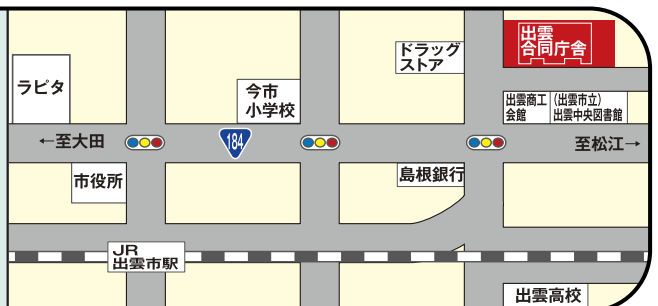


東部県民センター 出雲事務所

〒693-8511 出雲市大津町1139(出雲合庁2階)

納税課 ☎(0853)30-5532
☎(0853)30-5534

不動産・自動車課税課 ☎(0853)30-5507
☎(0853)30-5535



西部県民センター（本所）

〒697-0041

浜田市片庭町254（浜田合庁1階）

特別滞納整理スタッフ ☎(0855)29-5526

収納管理課 ☎(0855)29-5522

納税課 ☎(0855)29-5523

法人・軽油課税課 ☎(0855)29-5519

不動産・自動車課税課 ☎(0855)29-5521



西部県民センター県央事務所

〒694-0064

大田市大田町大田イ236-4（あすてらす2階）

納税課 ☎(0854)84-9576

☎(0854)84-9577



西部県民センター県央事務所 川本駐在スタッフ

〒696-8510

邑智郡川本町川本265-3（川本合庁4階）

川本駐在スタッフ ☎(0855)72-9516



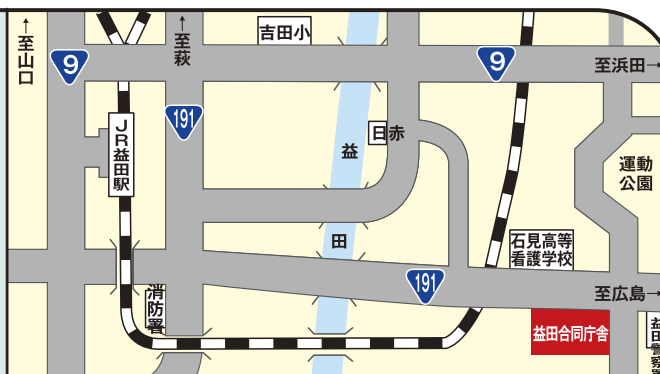
西部県民センター益田事務所

〒698-0007

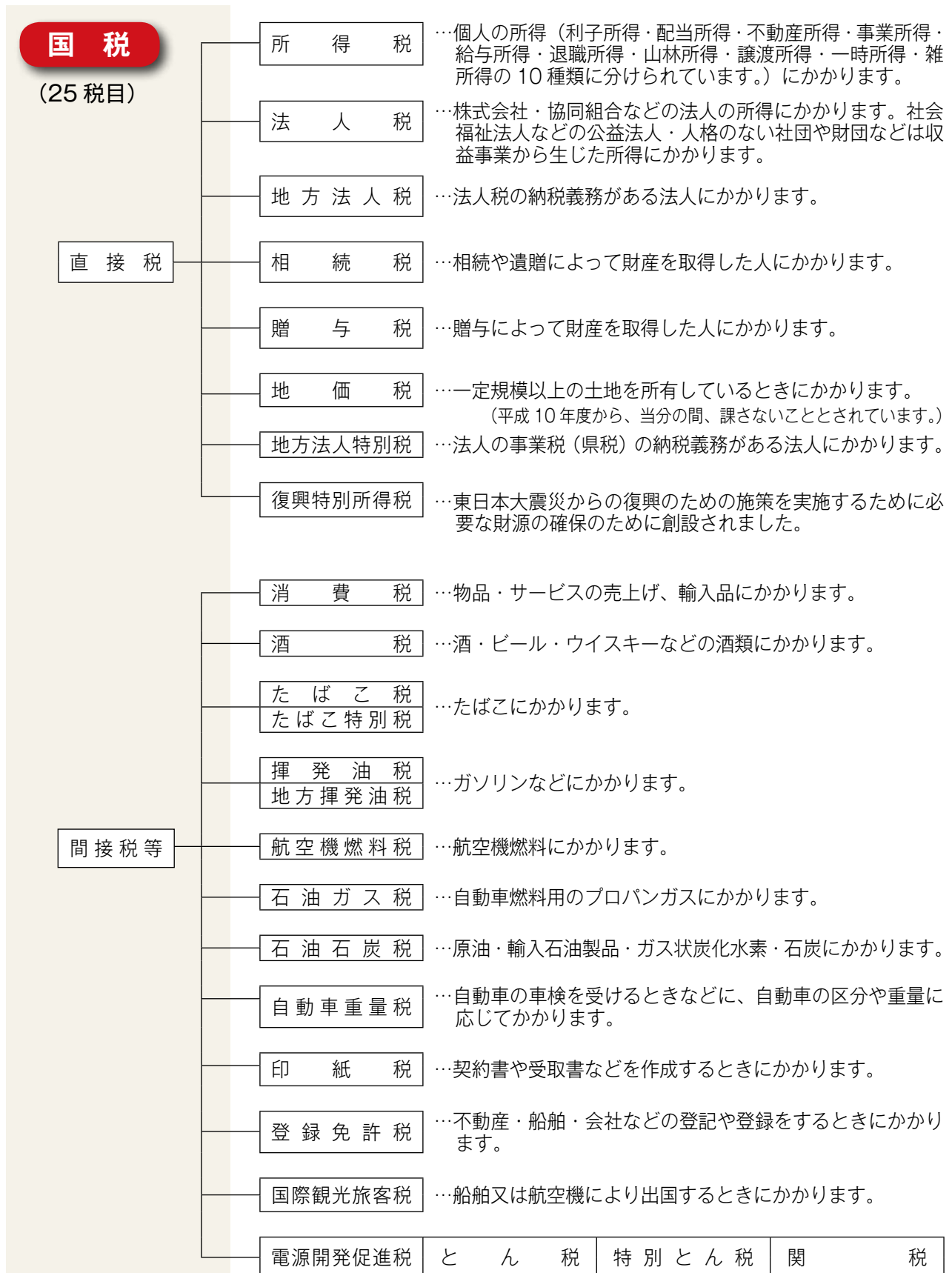
益田市昭和町13-1（益田合庁2階）

納税課 ☎(0856)31-9516

☎(0856)31-9517



税金には、県税のほかに国（税務署）に納める「国税」と市町村（市役所・役場）に納める「市町村税」があります。



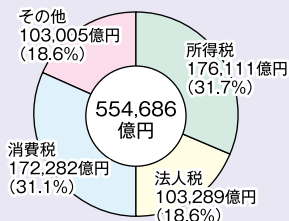
市町村税

(13 税目)

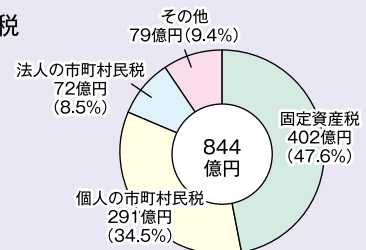


●平成 28 年度の国税と県内市町村税の決算状況

■国 税



■県内市町村税



税務署・市町村

■税務署

国税についてのご質問・ご相談は最寄りの税務署へお問い合わせください。

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
松江税務署	〒690-8505	松江市向島町 134-10	(0852) 21-7711	松江市、安来市
浜田税務署	〒697-8686	浜田市殿町 1177	(0855) 22-0360	浜田市、江津市、邑智郡
出雲税務署	〒693-8686	出雲市塩冶善行町 13-3	(0853) 21-0440	出雲市
益田税務署	〒698-8651	益田市元町 12-11	(0856) 22-0444	益田市、鹿足郡
石見大田税務署	〒694-8501	大田市大田町大田イ 289-2	(0854) 82-0980	大田市
大東税務署	〒699-1221	雲南市大東町飯田 86-7	(0854) 43-2360	雲南市、仁多郡、飯石郡
西郷税務署	〒685-8666	隠岐郡隠岐の島町城北町 55	(08512) 2-0350	隠岐郡

●国税関係のホームページ

タックスアンサー・ホームページ <http://www.nta.go.jp/m/taxanswer/index.htm>

広島国税局ホームページ <http://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/index.htm>

■市町村

市町村税についてのご質問・ご相談はお住まいの市役所又は役場へお問い合わせください。

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
松江市	〒690-8540	松江市末次町 86	(0852) 55-5555
浜田市	〒697-8501	浜田市殿町 1	(0855) 22-2612
出雲市	〒693-8530	出雲市今市町 70	(0853) 21-2211
益田市	〒698-8650	益田市常盤町 1-1	(0856) 31-0100
大田市	〒694-0064	大田市大田町大田口 1111	(0854) 82-1600
安来市	〒692-8686	安来市安来町 878-2	(0854) 23-3000
江津市	〒695-8501	江津市江津町 1525	(0855) 52-2501
雲南市	〒699-1392	雲南市木次町里方 521-1	(0854) 40-1000
仁多郡	奥出雲町	〒699-1832 奥出雲町横田 1037	(0854) 52-2671
飯石郡	飯南町	〒690-3513 飯南町下赤名 880	(0854) 76-2211
邑智郡	川本町	〒696-8501 川本町大字川本 271-3	(0855) 72-0631
	美郷町	〒699-4692 美郷町粕淵 168	(0855) 75-1211
	邑南町	〒696-0192 邑南町矢上 6000	(0855) 95-1111
鹿足郡	津和野町	〒699-5292 津和野町日原 54-25	(0856) 74-0021
	吉賀町	〒699-5513 吉賀町六日市 750	(0856) 77-1111
隠岐郡	海士町	〒684-0403 海士町大字海士 1490	(08514) 2-0111
	西ノ島町	〒684-0211 西ノ島町大字浦郷 534	(08514) 6-0101
	知夫村	〒684-0102 知夫村 1065	(08514) 8-2211
	隠岐の島町	〒685-8585 隠岐の島町城北町 1	(08512) 2-2111

租税作品の紹介

税金が私たちの暮らしにどのように役立っているか、税の意義や役割を理解してもらうため毎年、小学生6年生を対象とした「税に関する絵はがき」、中学生を対象とした「税についての作文・習字」の作品を募集しています。

●平成29年度「税に関する絵はがきコンクール」

(島根県租税教育推進協議会連合会、島根県青色申告会連合会、一般社団法人島根県法人会連合会主催)



島根県知事賞

松江市立川津小学校
岩田 美槻さん



島根県 教育委員会 教育長賞

松江市立朝酌小学校
吉岡 智咲さん

●平成 29 年度「中学生の税についての作文」(全国納税貯蓄組合連合会・国税庁主催)

島根県知事賞 島根大学教育学部附属中学校 黒谷 準さん

「生活の中にある税」

税のことを考えるため、私は夏休みのある一日を振り返ってみました。そして、その日の行動の中で、何に税が使われているのか思い巡らしました。

午前中、私は部活動がありました。学校の体育館で卓球練習をしました。学校の建物や学校の備品のほとんどに税が使われています、学校で日々生活するにしても、運動するにしても、生徒たちが安全に過ごすことができる環境が整っています。私が部活動で使用した備品にも同様に税が使われていて、私たちは税の恩恵を受け有意義な活動をすることができました。

午後は、家族で一泊の旅行に出掛けました。目的地までの約40キロを高速道路で行きました。私達が安全に通行できるよう、道路を補修したり、整備したり、新しい高速道路を建設したりすることにも税が使われています。高速道路のお陰で、遠い距離を移動するときも、速く短い時間で旅することができます。

また旅行先では、温泉に入る時に、入浴税がかかりました。一人一日当たり150円でした。入浴税とは、鉱泉浴場が所在する市町村が、入湯客に、鉱泉浴場に入湯することに對して課す地方税です。なぜ入湯税は必要なのでしょうか。入湯税は何に使われるのでしょうか。入湯税の大部分は鉱泉源の保護管理施設や観光

施設の整備に充てられています。旅行中、楽しい時を過ごしましたが、そこでも私は税の恩恵を受けています。

旅行中には国立公園で観光もしましたが、美しい自然の中、遊歩道もきれいに整備されていて、安全・安心に観て回ることができました。

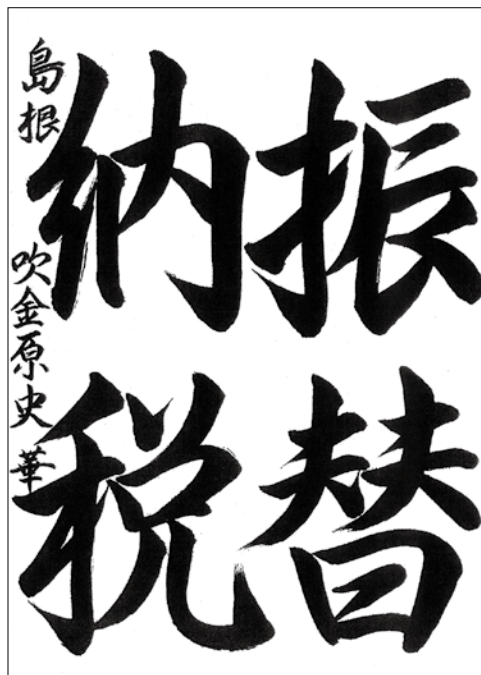
このように、私はこの一日だけでも、様々な場面で税に関わっていることが分かります。普段はあまり気付かずに過ごしていますが、税は私たちの生活の至る所に使われていて、生活に必要不可欠です。

税は「生活の柱」だと私は思います。消費税が増税されることに反対する人の声をよく聞きます。確かに、増税されると物の値段が高くなり、消費者が買いにくくなり、販売する人も困るかもしれません。しかし、私達はその税のお陰で様々なサービスを受けることができます。生活の環境が良くなり、医療や介護などの分野では、困っている人を助け、命をつなぐこともできるのです。

税はそのように必要なことに使うべきもので、皆が状況に応じて同じように支払うべきものです。そして、税の無駄遣いや、税の滞納はあってはならないことだと思います。中学生として、私も様々な年代の方々に税に対して関心を向けてもらいたいと思うので、税というものの素晴らしさを私自身、発信していけたらと思います。そうすれば、より明るく、安心で安全な社会を作ることができはらずです。

●平成 29 年度「中学生の税についての習字」(中国納税貯蓄組合連合会主催)

島根県知事賞



益田市立小野中学校
吹金原 史華さん



島根県では、荒廃した森林をよみがえらせ、水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継いでいくために、平成17年度から10年間「水と緑の森づくり税」を原資として、県独自の森づくりを進めてきました。

平成27年度より第3期対策が始まりました。

知っておきたい県税の知識（平成30年度）

平成30年7月発行 編集・発行 島根県総務部税務課
〒690-8501 松江市殿町1番地 ☎(0852)22-5616
ホームページ <http://pref.shimane.lg.jp/life/zei>